

す。

○委員長(浦田勝君) 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言願います。——別に御発言もなければ、本草案を農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(浦田勝君) 御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浦田勝君) 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案、林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。

○國務大臣(加藤六月君) 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案、林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

○國務大臣(加藤六月君) 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案、林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

まず、農林水産大臣。

○農林水産大臣。農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

○農林水産大臣。農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

このため、政府といたしましては、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者の自主的な創意工

合的な融資制度を構築するための措置等を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫法の改正であります。

認定農業者に対して、長期低利資金を幅広く供給することとし、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫と協定を締結し、これに従い行うこととし

ます。

第二に、農業信用保証保険法及び農林漁業信用基金法の改正であります。

農業協同組織等の資金を原資として、認定農業者に

対して、低利運転資金を融通する農業経営改善促進資金制度を創設することとし、農業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務等について所要の措置を講ずることとしております。

このほか、卸売市場資金の償還期限等の延長、農業近代化資金の貸付金合計額の最高限度の引き上げ及び金利改定の簡素合理化のための所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

○委員長(浦田勝君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

であります。

農林漁業信用基金の業務の特例として、森林施業の合理化に寄与する造林についての措置を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うことを追加することとしております。

この資金の融通の業務については、農林漁業信用基金は、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫と協定を締結し、これに従い行うこととし

ております。

第一に、農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫の改正であります。

農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業信用基金との協定に係る資金を無利子で貸し付けることができるごととしております。

第三に、農林漁業信用基金法の改正であります。

農業協同組織等の資金が行う長期かつ無利子の資金の融通に関する業務につきましては、農林水産大臣を主務大臣とするごととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

○委員長(浦田勝君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

振興及び農村生活の改善を規定することとしておられます。

農林漁業信用基金の業務の特例として、森林施業の合理化に寄与する造林についての措置を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行ふことを追加することとしております。

第三に、専門的な技術についての農業者からの委嘱された普及協力委員が改良普及員への協力活動を行うこと等を追加し、その名称を地域農業改良普及センターに改めるなどの措置を講ずることとし

ております。

第一に、農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫と協定を締結し、これに従い行うこととし

ております。

第二に、近年の蚕糸業をめぐる情勢の変化を踏

まえ、蚕糸業に関する普及事業を協同農業普及事

業に統合することとしております。

第三に、専門的な技術についての農業者からの委嘱された普及協力委員が改良普及員への協力活動を行うこと等を追加し、その名称を地域農業改良普及センターに改めるなどの措置を講ずることとし

ております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

○委員長(浦田勝君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましてお話を講ずることとしております。

以上 林業生産性の向上と利子負担の直接的な軽減、こういったことを通しまして経営コストの負担の軽減が図られるものと考えております。○大塚清次郎君 模範的なお答えでございますけれども、森林は国有林、民有林も含めまして大変な事態だと思いますので、そう簡単にこの程度のことまで決め手にはならないと私は思います。だから、これのみならず各般の施策をこれからひとつ流域管理システムというもののなかで思い切って講じていただかなきやならぬ。ここには林政調査会長を御経験の我が党のお二人がおられますから、どうぞひとつ農林水産大臣、頑張っていただきたい。要望にとどめます。

けれども、今、入澤局長からお話ししましたところにより、今回の法律で新政策の認定農家を育成していくくというための画期的な制度を仕組んだと思います。新農政というものでああいう經營体を育成していくくということは、カット・ウルグアイ・ラウンドとの関係ではなく、要するに大いに進めていかなければいけない点なんでございまして、そこの点を今回お願いしておるわけでございます。さらに、他に金融措置等が必要かどうかということについては、今後の農政審の審議等の過程を通じて議論していくかと考えております。

○大塚清次郎君 これで終わります。佐藤同僚議員にバトンタッチします。

今、新農政が唱えられ、政府はガット・ウルグ
アイ・ラウンドで米の部分開放、それから関税化
に踏み切ったことで農業・農村の先行きに大きな
混乱と農政不信が渦巻いておるのであります。が、
まず今後の協同普及事業のあり方、実施方法につ
いて大臣の御所見をお伺いしたいわけでございま
す。

○國務大臣(加藤六月君) 今回のこの改正は、協
同農業普及事業により普及すべき技術、知識の内
容を農業者からのニーズにこたえるようにしまし
て、まず第一に、農業技術、その他の農業生産方
式を中心とする普及指導から経営管理の方法、農
産物の加工技術、マーケティングなどにも重点を

○佐藤静恵君 昭和五十八年にそれまでの補助金制度が交付金の制度に切りかわったわけです。その切りかわった後の推移を見てまいりますと、例えば五十八年に事業費合計が六百九十六億円でございました。普及事業の事業費でございまます。そのうち国の交付金が三百四十六億円、都道府県の負担が三百四十九億円、相半ばしておったものが年々国の負担割合が漸減してまいりましたて、平成四年に至りますと事業費合計は八百三十一億円でございますが、国の交付金はわずかに三

○國務大臣（加藤六月君） 今回のこの改正は、協同農業普及事業により普及すべき技術、知識の内容を農業者からのニーズにこたえるようにしまして、まず第一に、農業技術、その他の農業生産方式を中心とする普及指導から経営管理の方法、農産物の加工技術、マーケティングなどにも重点を置いていた普及指導へひとつ大きく脱皮していくこというのが一つのねらいであります。

円でございました。普及事業の事業費でございました。そのうち国の交付金が三百四十六億円、都道府県の負担が三百四十九億円、相半ばしておったものが年々国の負担割合が漸減してまいりまして、平成四年に至りますと事業費合計は八百三十一億円でございますが、国の交付金はわずかに三百一十二億円、都道府県の費用が五百九億円、国の負担割合は激減しております。協同事業とは名のみになりつつございます。普及員の数も最盛期

実は、今金融政策による手だてが法改正等でありますけれども、カット・ウルグアイ・ラウンドの合意、まだ私ども批准については目下留保しておりますけれども、しかし、農林水産省

○佐藤静雄君 農業改良助長法の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。
昭和二十三年に創設されました農業改良普及及農業は、時々の農業情勢あるいは猫の目農政と言わねられた変転もありない農政によりまして大きく様らいできたのであります。すなわち、戦後の間もない時期におきましては、心ならずも食料増産の技術指導を通して米の供出を農民に強いると

百二十二億円、都道府県の費用が五百九億円、国のみになりつつございます。普及員の数も最盛期には一万三千七百四十五名在籍しておった者が年々減員されまして、平成五年では一万一千五十八名、そこまで縮減されてしまったわけでござります。

うした場合、このウルグアイ・ラウンド合意後を取り入れてやっていくことは補助金政策と金融政策の二本柱があると思うんです。そういう中で、これは新政策の中で金融政策全体の今後の

○佐藤静雄君 農業改良助長法の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。

昭和二十三年に創設されました農業改良普及事業は、日々の農業情勢あるいは猫の日農政と言わされた変動をまりない農政によりまして大きく運んでまいりました。すなわち、戦後の間もない時期におきましては、心ならずも食料増産の技術指導を通して米の供出を農民に強いるということもあつたわけでございます。米の過剰時代が参りますと、一転して農家に今度は減反を強いる、極めて厳しい役割を第一線においてまた心ならずもやらざるを得なかつたというのが改良普及事業の実態であります。

置いた普及指導へひとつ大きく脱皮していこうと
いうのが一つのねらいであります。
また、家庭内の衣食住に関する生活方式を中心
とする普及指導から農村の生活環境の整備、健康
の維持増進、農村婦人の地位向上などに向けた農
業者の自主的な取り組みを支援する普及指導、こ
ういうようつに持つていいこうとし、ここら辺をね
らった充実改善をすることとし、法律におきまし
ても「農業経営又は農村生活の改善に関する科学
的技術及び知識」と規定しておるところでござい
ます。
また、その普及事業の実施に当たりましては、
その内容を今申し上げましたような形で充実改善
した上で、一作年六月に着手されまして新設改築に

百二十二億円、都道府県の費用が五百九億円、国の負担割合は激減しております。協同事業とは名のみになりつつござります。普及員の数も最盛期には一万三千七百四十五名在籍しておつた者が年々減員されまして、平成五年では一万一千五百八名、そこまで縮減されてしまったわけでござります。

あり方について取り入れていくような審議会に対するプロポーズはしておられますか、どうですか、その点。

○佐藤静雄君 農業改良助長法の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。

昭和二十三年に創設されました農業改良普及事業は、日々の農業情勢あるいは猫の目農政と言わされた変転きわまりない農政によりまして大きく構らいできたのであります。すなわち、戦後の間もない時期におきましては、心ならずも食料増産の技術指導を通して米の供出を農民に強いるということもあつたわけでござります。米の過剰剩貯代が参りますと、一転して農家に今度は減反を強いる、極めて厳しい役割を第一線においてまた心ならずもやらざるを得なかつたというのが改良普及事業の実態であります。

しかし、この間、普及員はまさに農家と一緒にまして、野良先であるいは中山間地帯で増産技術を実践し、選択的拡大と言われば新技術等を必死になつて習得し、転作推進と言われば転作普及

置いた普及指導へひとつ大きく脱皮していこうと
いうのが一つのねらいであります。
また、家庭内の衣食住に関する生活方式を中心
とする普及指導から農村の生活環境の整備、健康新
の維持増進、農村婦人の地位向上などに向けた農
業者の自主的な取り組みを支援する普及指導、こ
ういうようを持つて、「こうとし、ここから辻をね
らった充実改善をすること」とし、法律におきまし
ても「農業経営又は農村生活の改善に関する科学
的技術及び知識」と規定しておるところでござい
ます。

また、その普及事業の実施に当たりましては、
その内容を今申し上げましたような形で充実改善
した上で、一昨年六月に発表されました新政策に
とができるようにしまして、農業改良普及組織を講
じて取り組むことによって新法の目的規定を講

○政府委員(東久雄君) 金融の関係でござります
基盤強化法、特定農山村法をつくりましたが、その他これからまだその中身を拡充すべく各般の検討をしております。当然のことながら、財政措置と金融上の措置を組み合わせながら、先生方が從来から御主張なさつておられるような要望を受けまして可能な限りの改善策を講すべく努力してまいりたいと思っております。

○佐藤静雄君 農業改良助長法の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。

昭和二十三年に創設されました農業改良普及事業は、時々の農業情勢あるいは猫の日農政と言わねられた変転きわまりない農政によりまして大きく搖らいできたのであります。すなわち、戦後の間もない時期におきましては、心ならずも食料増産の技術指導を通して米の供出を農民に強いるということもあつたわけでございます。米の過剰剩時代が参りますと、一転して農家に今度は減反を強いる、極めて厳しい役割を第一線においてまた心ならずもやらざるを得なかつたというのが改良普及事業の実態であります。

しかし、この間、普及員はまさに農家と一緒に体となりまして、野良先であるいは中山間地帯で増産技術を実践し、選択的拡大と言われば新技術を必死になつて習得し、転作推進と言われば転作の推進、定着化のために我が身を忘れて献身的な努力をしてまいつた、これが実態であります。

農業は自然との闘いという側面がござりますけれども、厳しい農業災害の現場では常に農家、農民の先頭に立ちまして農家の唯一のよりどころとなつておつたのが普及員の先生であります。農家とともに泣き、ともに喜ぶことが、時代は変わつても普及の原点であると私は考えております。

置いた普及指導へひとつ大きく脱皮していこうと
いうのが一つのねらいであります。
また、家庭内の衣食住に関する生活方式を中心
とする普及指導から農村の生活環境の整備、健康
の維持増進、農村婦人の地位向上などに向けた農
業者の自主的な取り組みを支援する普及指導、こ
ういうようを持つて「こうとし、ここら辺をね
らつた充実改善をすること」とし、法律におまし
ても「農業経営又は農村生活の改善に関する科学
的技術及び知識」と規定しておるところでござい
ます。
また、その普及事業の実施に当たりましては、
その内容を今申し上げましたような形で充実改善
した上で、一昨年六月に発表されました新政策に
示されておる今後の農政の基本理念を達成するこ

百二十二億円、都道府県の費用が五百九億円、国の負担割合は激減しております。協同事業とは名のみになりつつござります。普及員の数も最盛期には一万三千七百四十五名在籍しておった者が年々減員されまして、平成五年では一万一千五百八名、そこまで縮減されてしまつたわけでござります。

国が真剣に新農政の展開を考慮するというならば、やはり普及事業の予算の充実、これを考えていかなきやいかぬとうふうに思つわけでござりますが、これについての御所見と、また財政当局は虎視たんたんとして交付金の一般財源化をねらつておるわけでござります。交付税への算入は、私も地方の役人三十五年やつておりますが、百害あって一利なし、絶対受け入れてはならないと私は考えておるわけでござります。この点についても大臣の御所見を賜りたいと思います。

○國務大臣（加藤六月君） この普及事業についていろいろな御懸念あるいは御心配でございましたが、先ほど申し上げましたように、この農業改良普及事業が農業・農村の課題や農業者のニーズ性等を考慮しながら、適正な要員の確保と配置に本当に的確に対応することができなくてはならぬわけでございます。そうしますと、まず普及職員につきましては、都道府県の農業事情や地域特性等を考慮しながら、適正な要員の確保と配置に努めることが大切でございます。そしてまた、普

金を準備したから森林組合の施業委託が進むかと
いうと、これはなかなか簡単には私はいかぬだろ
うと思うのです。

そこで大事なことの一つになつてくるのは、こ
れからやろうとしておる中山間地域対策をどう充
実させるか、このことと一体でないとせつかく新
しい制度をつくったとしても力が發揮できないと
いう状況になつていきはしないでしようか。中山
間地域対策といいますと、私どもは直接所
得補償を要求してまいりました。先日も大臣とお
会いしたときに、それについて大臣は否定的な見
解を示され、もつと別ない方法はないかという
ことを言つておられました。

そこで御提案を申し上げたいのは、山の
公共事業と言われる森林整備事業計画、これの拡
大再編、または前倒し実施、これをやつてはどう
なのかということを私は大臣に提案したいので
す。といいますのは、一般的の公共事業ですと土地
に食われてしまふ、景気浮揚にもならないとい
うことが最近言われておるところであります。が、
この森林整備事業の場合はほとんど人件費に使
われる、使われたものがもつほとんど中山間部に
落ちていくという意味では、通常の公共事業とは
この点が決定的に違うんですね。

それともう一つ違う点は、一般的の公共事業とい
うのは環境問題からいういろいろ疑問がある。
ところが、森林整備事業の場合にはそれ自体が環
境保全への貢献度が極めて高いという性格のもの
でありますから、そういう意味合いも含めて、中山
間地域対策の一環としてこの事業の拡大再編ま
たは前倒しの実施、これができないかということ
を大臣伺いたいのです。

○國務大臣(加藤六月君) 中山間地域の振興問
題、これは農業、林業含めてあります。が、切実
な問題であるし、また一番大切な問題であるとい
う認識は共通いたしておるのでございますが、そ
こら辺の、特に森林・山村の活性化を図るという
今の御提言は、森林整備事業計画の五カ年計画を
策定し、これを公共事業並みにどんどんというよ
くように努力したいと思います。

うな御趣旨だと思います。これは平
成四年に、もう谷本委員御存じのとおり、造林・
林道事業の五カ年計画である森林整備事業計画を

策定し、平成四年度、五年度におきましては補正
予算による事業の追加を含め、森林整備を計画的
に推進しておるところでございます。

まだいろいろ御提言あるんですが、これは昨
日、全国町村会の幹部の皆さん方が陳情において
になつたとき、私から個人として一つ提言してお
いたのは、全国で過疎バスがある。これは国と地
方を通じて年間二百十億円補助金を出しておる。
ところが、この中山間地でつくった製品、農林水
産物を運び出さなくては、中山間地に住んでおる
人だけの足を確保したのでは、中山間地の活性化
ということにはなりませんよ、そこ辺をまず地
域の自治体の長であります全国町村会の皆さん方
に一度研究してもらえませんか、中山間地でつ
くったもの、それも、これを運び出すコスト
ということになりますが、そこから大切な問題にな
るんではございませんかといふことを申し上げま
した。

それから、今おっしゃいましたデカップリング
の論争も、ここではないましませんが、私は大分詳
しく全国町村会の皆さんには申し上げておいたの
は、土地で一ヘクタール以上、そして五年以上住
むということになると、我が国の中山間地、例え
ば岡山県は平均で〇・八ヘクタールであり、EU
の二ヘクタール以上というのにかなう中山間地の
我が国の農家はありません、林業家はありません
ということから、何か地域政策というものの、中山
間地を中心とする地域政策をお互い知恵を出し
合つてひとつせひやつていこうではありませんか
と申し上げましたが、きょうのこの林振法の改正
におきまして、谷本委員は、この森林整備事業計
画、これを中心にとおっしゃいました。これは、
大大賛成であります。それ以外の全体的なもの
についてはお互い今後英知を集め合い大いに議論
して、何としても実のあるものをつくり上げてい
くように努力したいと思います。

大変長くなりましたが、以上であります。
○谷本義君 私、持ち時間十五分しかありません
ので、嘗めの統廃合問題を伺いたかったのです
が、これはまた大臣と後日会ったときにさせても
らいましょう。

続いて、公庫法等の一部改正案について大臣に
伺いたいと思います。
大臣も御存じのよう、専業農家、とりわけ若
手専業農家の補助金離れという状況が最近進んで
きております。がんじがらめに縛られる補助金よ
りも自由に使える金が欲しいということでありま
す。そういう点では、経営基盤強化資金にしまし
ても新たな運転資金制度をつくるということにつ
いても大変私は結構だらうと思ひます。しかし、
新設されるこれらの二つの資金制度は、貸し付け
対象を認定農家に限定しているんですね。ここが
私は問題だらうと思ひます。

すぐれた主産地形成というのははどういうことで
ありますか。品質のいいものを一定程度生産
することができるような条件整備というのが、そ
れからまた花木やあるいはまた果樹の主産地形成
なども私たちはそうした例を見てきたわけであり
ます。つまり、大型農家と小さな農家の相互扶助
的協力関係をどうつくるかということが大事な
ことですね。ところが、この新制度というのは初め
から認定農家に貸し付けを限定している。このこ
ところが私は問題だらう思ひます。

○國務大臣(加藤六月君) まず、今回の制度を始
めましたのは、認定農業者向けのものであるとい
うこと、これは何としても新政策の一つの大規模
な協力関係をどうつくるかということが大事な
ことです。状況を見ながらそうした問題点についてはさ
らに前向きに検討していくというお答えはいただ
けませんか。

○國務大臣(加藤六月君) まず、今回の制度を始
めましたのは、認定農業者向けのものであるとい
うこと、これは何としても新政策の一つの大規模
な協力関係をどうつくるかということが大事な
ことです。状況を見ながらそうした問題点についてはさ
らに前向きに検討していくというお答えはいただ
けませんか。

○谷本義君 私が申し上げたことと大体認識とし
ては大臣も一致しているんじやないかと思うんで
すが、だとすれば、これをスタートさせてい
ます。が、認定農業者向けのものでござります。
が、それ以外の方とも徹底的話し合い、既存の制
度、システム等を十二分に使うように指導はして
いかなくてはならぬと思つております。

○谷本義君 私が申し上げたことと大体認識とし
ては大臣も一致しているんじやないかと思うんで
すが、それ以外の方とも徹底的話し合い、既存の制
度、システム等を十二分に使うように指導はして
いかなくてはならぬと思つております。

○谷本義君 私が申し上げたことと大体認識とし
ては大臣も一致しているんじやないかと思うんで
すが、それ以外の方とも徹底的話し合い、既存の制
度、システム等を十二分に使うように指導はして
いかなくてはならぬと思つております。

○谷本義君 もう時間がなくなりましたから、最
後にもう一つだけ伺つておきたいと思います。
規模拡大をやっていくには、金融政策上の問題だけ最後
の辺の考え方があつたら、ひとつお示し
いただきたいと思います。

○谷本義君 私も谷本委員の御懸念
といいますか御心配はよくわかるつもりでござい
ます。今回創出しようとおりますこの農業經
営基盤強化資金等は、今も御指摘がありました
が、北海道から上京された畑作農家の皆さんとの話

を伺いますといふと、負債対策についての注文が非常に多いんですよ。これをやらないというと前に進むことができないという話がほとんどありました。

麦の場合で見てみますといふと、内地の場合にはこういう話というのがほとんど出てこない。これはこういうのがあるそうですね、北海道には分解機軸がきつとあるが、内地の場合にはほとんど自然であります。そこで大臣、負債対策についてやっぱり一定の方向を私は示しては大型農家が新たな規模拡大に向けての投資は不可能の状況であります。

でありますので、その点についての大臣の見解を聞きたいし、私の側から特に強調しておきたいと思いますのは、新たな資金制度を活用する大型農家の場合、そういう負債対策と両々相まつた形で提起されていかないという、この資金制度の活用もまたうまくかないという関係にあるわけですから、そういう点も含めて負債対策問題についてひとつ御検討いただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(加藤六月君) これは大変重要な問題でござりますし、特に我々がこれからウルグアイ・ラウンドの影響というものを最小限に食いとめていこうとする中にもいろいろ大きく幅広く議論されるところでございますが、そしてそういう中で個別の事例をとつてみますと、負債に苦しむ農家が存在するということも十分認識しております。そういう中で、固定化負債対策としましては、もう御存じのよう農林漁業金融公庫の再建整備資金や償還円滑化資金、いわゆるリリーフ資金等を設けており、あるいはまた大家畜経営活性化資金等で融通を行ってきたところでございます。

そこで、今回創設しようとしております農業経営基盤強化資金におきましては、認定農業者がその経営改善の前提として負債整理その他経営安定を必要とする場合にそのための資金をあわせ融通することにいたしたい、こういたしておると

ころでございます。

そして、私が冒頭申し上げましたガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う、今委員がおっしゃいましたような問題を含む農業施策につきましては、幅広く関係各方面の御意見を踏まえながら、これから緊急対策本部並びに当農水省として検討してまいりたいと考えております。

○稻村稔夫君 私は、農業改良助長法の一部を改正する法律案関係について質疑をさせていただきたいと思います。

当初予定しておりましたよりはずつと持ち時間が減りましたので、通告しております質疑の組み立てもう全部変えさせていただきます。ひとつよろしくお願ひいたします。

先ほど佐藤委員から改良普及事業に対する一般財源化は絶対してはならぬというお話をありました。そしてまた、普及員をこれから先さらに減員していくというようなことがあってはならぬのじやないかという観点からのお話もあつたと思つたんですね。ガット・ウルグアイ・ラウンドを受け入れた場合、我々の場合は、農業は本当に大変なところへ来て、情報もいろいろ必要だし、技術的にも経営のノウハウもかなりいろいろな面で変わらぬやならない、変わることを強いられるという形になると思うんですね。

そうすると、そういう中で改良普及員の果たすべき役割 改良普及事業の果たすべき役割というのにはますます大きくなるのに、一般財源化なんかしたら都道府県の方も自分のところの責任にみんなおつかふせられるという形になる。だから絶対やつてはならないというふうに思いますし、必要になつてきているんだから充実強化してふやぐらいいのことがあって当然なんであつて、それが縮小され

ならないというふうに思いますが、どういうふうにありますと、これを一番最初に確認をさせていただきたいと思うんですが、どういうふうに

業につきまして、要員の確保なりあるいは予算の確保といったことにつきましてもお触りになつたわけでございますが、私どもこの問題につきましては、例えば昭和五十七年の臨調の答申のときからこの一般財源化の問題が折に触れて問題提起さ

れているということは実は十分承知しているわけでございます。ただ、先生お話しのように、今までの普及事業と違った形で新しい農政をつくつていくための一つの大きな施策の手段と言うとちょっとと言葉が過ぎるかもしれません、大変大事な仕組みでございます。

私どもといたしますれば、先ほど申し上げましたように、環境保全型農業の推進でありますとか、望ましい経営体の育成でありますとか、あるいは農家ではなくて農村ベースでの環境の整備でありますとか、新しい農政の課題に向けてこれら取り組んでいくわけでございまして、そういう意味合いの中での普及の仕事というのは大変大きなものがあると思つております。

そういう意味で、大臣のお言葉と同じでございますが、要員の確保なりあるいは予算の確保につきましてはよくよく都道府県と話し合いをしながら取り組んでいくわけでございまして、既に昭和九年には養蚕組合の技術員に対しまして国庫助成が開始されております。そういう意味で、この農業改良助長法が二十三年にできます前年の二十二年、これに既にもう蚕業改良普及制度自身が発足していったということで、実は全くの別系列の業者の方々が所属しまして技術員を置きました

て、こういった繭の改善、良質繭の生産といったことに取り組んできたわけでございまして、既に昭和九年には養蚕組合の技術員に対しまして国庫助成が開始されております。そういう意味で、この農業改良助長法が二十三年にできます前年の二十二年、これに既にもう蚕業改良普及制度自身が発足していったということで、実は全くの別系列の業者の方々が所属しまして技術員を置きました

で来たわけでございます。

お尋ねのように、嘱託蚕業普及員は現場の養蚕農家に入つて指導する形で明治以来ずっとやつてきただけでございまして、この方たちの仕事といふふうに思つてゐる次第でござります。

○稻村稔夫君 今の御答弁の中でもうほつきりしないところもあるわけであります。ということは、具体的に伺つてゐるわけでありまして、一般財源化をしないと。要員の確保、それは言外にいろいろとおわざされましたが、しかし一般財源化、これは非常に大きな問題なわけであります。

ただ、お答えいただいていると時間がなくなりますから、私の方は強くそのことを要望しておきたいと思います。一般財源化は絶対させないと申上げましたのは、蚕業指導員が統合されるわけではありませんして、これを一番最初に確認をさせていただきたいと思うんですが、どういうふうにお願いしたいと思います。こんなことを

そこで、蚕業改良普及事業についてちょっと伺つておきたいんですが、改良指導員、これは

言つてみれば今度は普及員になるわけですね。それともこれも十分認識をしていただきたいと思います。

○政府委員(日出英輔君) あるいは先生の方がおつたのかというのも一つあれはあるんですけども、嘱託普及員が一体今後どうなるのか、この

ことの見通しをきつと聞かせていただきたい。○政府委員(日出英輔君) あるいは先生の方がおつたのかというのも一つあれはあるんですけども、嘱託普及員が一体今後どうなるのか、このことの見通しをきつと聞かせていただきたい。

はそれぞれ養蚕組合に所属する方とかあるいは製糸の業者の方々が所属しまして技術員を置きました

て、こういった繭の改善、良質繭の生産といつたことに取り組んできたわけでございまして、既に昭和九年には養蚕組合の技術員に対しまして国庫助成が開始されております。そういう意味で、この農業改良助長法が二十三年にできます前年の二十二年、これに既にもう蚕業改良普及制度自身が発足していったということで、実は全くの別系列の業者の方々が所属しまして技術員を置きました

で来たわけでござります。

お尋ねのように、嘱託蚕業普及員は現場の養蚕農家に入つて指導する形で明治以来ずっとやつてきただけでございまして、この方たちの仕事といふふうに思つておられることが多いものがあると思っておるわけでござります。ただ、現在の養蚕業の大きさからしますと、私どもとすれば今のようなやり方はなくて、協同農業普及事業の中で複合化といつたことも含めて体制を整備した方が非常に効果的にやれるんじゃないかというふうに思つておられた

ございますが、嘱託蚕業普及員の方につきましては、事実上十年間今までのような仕事を続けていたけれども、そういう仕組みのもとで物を考えていきたいというふうに思つておられたわけでござります。

○稻村稔夫君 私は、なかなか苦しい御答弁をいたいたんじやないかなという気もいたします。

というのは、今度の法案改正によつて蚕業改良普及事業という制度はなくなるわけでしょう。そ

うすると、そのもとで嘱託普及員というの

していただけでありますから、その人たちが今度これがなくなつたときに一体どう対処するのか。今十年間とていうお話をありました、その十年間

どうやって保障するのかというのも一つ問題でありますし、十年といったって、今仮に三十歳の人であれば十年たったとき一番生活には困る時期、その時期に今度は職を探して歩かなければならぬなんというようなことになつたんでは、かえつてこれは問題があるだらうといふふうに思つんです。その辺のところ、十年という期間に限つたのもまたいろいろ疑問があるわけですが、その辺はかがでしようか。

○政府委員(日出英輔君) 現在の嘱託蚕業普及員でございますが、養蚕農協等に所属しております職員につきまして都道府県知事が特別職の非常勤職員として委嘱するスタイルでございますが、これを今後は養蚕産地育成推進員という形で、県の協議会をつくりまして、この県の協議会で認定を

して農協を通じて業務委託をする、こういうこと
を、嘱託普及員手当と同じような水準が確保でき
るようなこういう助成を私どもはするという前提
でおおむね十年間続けたいというふうに申し上げ
たわけでございます。

私どもとしますれば、こういった現場の養蚕農
家に入りました指導につきましては、これからこ
の養蚕産地育成推進員という形でやっていただき
わけでございますが、おいおい農協等の一般的な
営農指導への移行ということを前提にしていかな
きやいかぬのじやないかと、こういうことがこの話の大

○福村稔夫君　たつたこれだけ聞いただけでもう時間がなくなつてくるんですね。
最後に、私の意見も含めて簡単に申し上げて、大臣の御答弁をいただいて終わりたいと思います。

十四条の七で普及協力委員という制度が別につけられて いるわけです。この普及協力委員制度と

いうのは、ちよつとよくわからぬのですけれども、農業の方にあれば今度の畜業関係、農業の中へ含めて全部畜業関係でもうこういう協力委員会とい

うのを求めるのかどうか、畜業普及協力委員会といふ制度を適用するのかどうかということなども疑問として残りますけれども、これは具体的なことはいろいろ個々にまた別の機会にでも詰めさせていただきたいというふうに思います。今度の改正によって、私は冒頭に申し上げたように、今後農業改良普及事業というのが新しいニーズに本当にこたえられるようになるのかならないのか、その辺のところを大変心配して、心配であります。

て、改良普及事業に対してやつぱり今後充実強化をしていくといふようにお考えなんだろうと思ひますけれども、大臣、これは人も大事であります、施設も大事であります、金も大事であります、非常にそれぞれなきやならないものであります。

特にもう一度強調させていただきますけれども、ウルグアイ・ラウンドでもつて日本農業は本当に大変なところへ立たされているわけです。そうすると、それに対応するには人と施設と金という問題がやっぱりどうしてもついて回るわけになります。この辺のところについての決意を聞かせていただきたいと思います。それで終わります。

○國務大臣(加藤六月君) 三つの要素を強く言わされましたけれども、特にその中で私は人の研修あるいは学習を徹底的にやっていく必要がある、そういうふう思っております。

の運営について一言申し上げたいと思います。
今回三本もの法案をたった二時間で一括審議することは、審議の時間が十分に保証されておりません。全く審議を軽視するも甚だしいものと言わせん。今後二度とこのようないふるいに、特に委員長にお願いしたいと思います。

まず、農業改良助長法について質問いたしました。

私はさきに埼玉県の熊谷普及所と北部蚕業指導所を視察してまいりましたが、こうした調査も踏まえてお聞きしたいと思います。

まず大臣にお伺いしたいのですが、昨年十二月には農蚕園芸局長の私的諮問機関である新普及事業研究会の報告と、総務庁の行政監察結果及び勧告、これがほとんど同時に出来ました。今回のこの法案はこれを受けて立法措置を行い、いわば三点セットで今後の普及事業を進めていくところです。

この研究会の報告では四ページに、農業所得に余り衣食しない農家は普及活動の直接的な対象となるものではないかと思います。

○政府委員(日出英輔君) 今のお尋ねはかなり直してとらえない、こういうふうに書かれているわけですが、余り依存しない農家といふのは二種兼業農家のことなのでしょうか。大臣はこうした農家は切り捨ててもいいとお考えになつてゐるのでしょうか。

あるわけでござります。そういう意味で私どもとしては理解をしてるわけでございます。
○林紀子君 そうしますと、農水省の方としては研究会報告のこの部分については見解を異にする、この部分は受け入れられないということだとどうふうに理解をさせていただきたいと思いま
す。

次に、行政監察では農家戸数、耕地面積の減少に応じて普及所、普及員を削減するよう指摘して

○政府委員(日出英輔君) 私どもといたしませぬ
おります。こうした方向で普及所、普及員を縮
小、削減していくつもりでしようか。

ば、今度の農業改良助長法の改正はむしろ普及に対する新しい目的を付与しているわけでござります。そういう意味で言いますれば、普及所、これはセンターと名が変わりますが、の仕事なりあるいは改良普及員の仕事というものは大いにこれからも進めていかなければどうかふうに思つてゐるわけでございます。

行政監察によります勧告も、いろいろ各県で例えば農業事情が変化する、交通事情が変わつて行くなど、農業改良普及所の仕事なりあるいは改良普及員の仕事といふのは大いにこれからも進めていかなければどうかふうに思つてゐるわけでございます。

る、そういう中で普及組織の見直しを求めてい
る。この部分の中には一部聞き入れるところもある
るとは思いますが、私どもとすればこの法律の目的
的、今度の改正の目的はそういうような新政策の
方向に即したことやつていくということを踏まえ
えた上でその対応をいたしたいというふうに思って

○林紀子君 そういう御返事ですけれども、実際はどうなつかことになりますと、ことし四月に普及所、普及員の縮小、削減を行つた県が四県あります。福島、茨城、広島、福岡。普及所は、先ほど大臣からも御答弁がありましたけれども、六百三カ所から五百七十カ所に、また普及員は百二十六人削減されているわけです。具体的には、福島県では普及所を二十一カ所から十四カ所に縮小して、普及員も二十二人削減しました。広島県では十三カ所から九カ所に縮小して、八人削減しております。

そこで、今度は大臣にお答えいただきたいのですが、人員の削減は普及活動の低下をもたらしますして、ひいては我が國の農業を衰退させるものだ、こう思いますが、普及員の削減はしないということを明言していただきたいと思いますが、いかがですか。

上げておりますが、新政策を実現していくについで人づくりがもとである、こう私は申し上げて

発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) ただいま御決議いたしました附帯決議の御趣旨を尊重し、今後極力努力をいたしてまいります。

○委員長(浦田勝君) 次に、林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(浦田勝君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

青木君から発言を求めておりますので、この際、これを許します。青木君。

○青木幹雄君 私は、ただいま可決されました林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、日本共产党、二院クラブの各派及び各派に属しない議員新間正次君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国の森林資源は、一千万ヘクタールを超える人工林を中心に二十一世紀に向けて成熟過程にあるが、一方で林業生産活動は停滞の度合いを深めしており、このため、林業の活性化を図り、森林の整備を促進することが喫緊の課題となつてゐる。よつて政府は、今回創設されることとなる造林に係る無利子資金制度が、森林所有者等の経営意欲を喚起し、林業生産活動を活性化させる金融措置として十分機能するよう、本法の施行

に当たり、次の事項の実現に万全なきを期すべきである。

一 市町村、林業関係団体等による組織的な対応によって、森林所有者等に対し新たな無利子資金制度の周知徹底を図るとともに、林業経営改善計画認定等の手続の円滑な処理を進めなど、本制度が積極的に活用されていくよう指導に努めること。

また、本資金の融資枠については、今後の需要実態に即応して、資金枠の確保等適切な対応を図ること。

二 林業就業者の減少、高齢化等の状況の下、森林整備の推進等を図る流域管理システムを確立していく中で、森林施設の担い手として森林組合を初めとする林業事業体の役割がますます重要となつてきていることから、森林の充実に努めること。

併せて、技術向上等に必要な教育・指導の推進を図り、技術者の養成に努めるとともに、地域振興のリーダーともなりうる人材の確保に努めること。

三 今後の造林施策を進めていくに当たつては、国民のニーズを十分踏まえ、造林地の実態に応じ、気象災害、病虫害等にも強い多様な森林の整備に努めることとし、広葉樹を含めた造林、複層林施業等の一層の推進を図ること。

四 成熟過程にある我が国の森林資源を適切に整備し、将来にわたって有効に活用していくため、高性能林業機械の導入等林業の担い手の育成確保を図る諸施策を充実するとともに、山村地域の生活環境の整備を一層進める

○委員長(浦田勝君) ただいま青木君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(浦田勝君) 全会一致と認めます。よつて、青木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) ただいま御決議いただきました附帯決議の御趣旨を尊重し、今後極力努力をいたしてまいります。

○委員長(浦田勝君) 次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、農業改良助長法の一部を改正する法律案に対して反対の立場から討論を行います。

反対の第一の理由は、第一条の目的規定を変更することです。

これは、昨年十二月に出された新普及事業研究会の報告並びに総務省の行政監察結果による勧告といわばセットにして、農業生産の増大や公共の福祉の増進といった文言を目的規定から削除したことです。

反対の第三の理由は、普及協力委員の創設であります。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、農業改良助長法の一部を改正する法律案に対して反対の立場から討論を行います。

反対の第一の理由は、第一条の目的規定を変更することです。

これは、昨年十二月に出された新普及事業研究会の報告並びに総務省の行政監察結果による勧告といわばセットにして、農業生産の増大や公共の福祉の増進といった文言を目的規定から削除して、新政策に即した普及事業に変えていくこととするものだからです。

そして農水大臣は、今回の法律改正を期に、普及活動の憲法とも言われている運営指針を今年度中に全面改定しようとしています。その内容は、普及対象農家の重点化、選別化であり、技術指導、生活改善指導から経営育成中心の相談、情報活動への転換であり、普及所、普及員の削減、縮小です。こうした方向へ普及事業の制度を改悪することは到底認めることができません。

○青木幹雄君 私は、ただいま可決されました農業改良助長法の一部を改正する法律案に対し、自

業改良普及所に統合することです。養蚕農家戸数

は、一九八〇年のわずか一六%、一万七千戸と大幅に減少し、生糸価格の低迷などから今年産の春繭の予想収穫量は前年産の三三%と最大規模の減少となる見込みと言われています。こうしたときには、蚕業指導所を廃止することは、一層先行きに對する不安、そして養蚕からの離農に追い込むものでしかありません。

また、総務省の行政監察では、農家戸数や耕地面積の減少に応じて、普及所、普及員の配置を見直すよう勧告していますが、こうした普及所の統廃合は、質問の中でも明らかにしたように、必ず

普及員の削減を伴うものです。我が国農業を再建させ、自給率の向上を目指すためには、普及所、普及員の削減、縮小ではなく、改良普及所と蚕業指導所、双方の充実、強化こそ求められているのです。

反対の第三の理由は、普及協力委員の創設であります。

○青木幹雄君 私は、ただいま可決されました農業改良助長法の一部を改正する法律案に対し、自

業改良普及所を廃止することは、一層先行きに

に、蚕業指導所を廃止することは、一層先行きに

派に属しない議員新聞正次君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

農業改良助長制度は、農業技術の開発・普及と農業者の生活の改善のために重要な役割を果たしてきた。

しかるに、近年の農業・農村をめぐる情勢

は、農業労働力の非農業部門への流出、農業從事者の兼業化・高齢化の進行等により、農業の担い手不足が深刻化するとともに、中山間地域においては、農業の生産活動の停滞等により、地域社会の活力が低下しつつあるなど極めて厳しいものがある。

このよるなかで、経営感覚に優れた農業経営の育成、構造政策の推進等の重要性がさらに増大する一方、国民の環境に対する意識の高まりに伴い、農業が有する環境保全機能の発揮についての要請が強まってきている。このため、今後も、協同農業普及事業の一層の充実を図ることが不可欠となっている。

よつて政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一本法の目的として、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域の特性に即した農業の振興及び農村生活の改善が明記されたことを踏まえ、農業改良助長制度の運用に当たっては、その趣旨の具体化に努めること。

二 畜業改良普及事業を協同農業普及事業に統合するに当たっては、養蚕農家に対する指導体制が後退することのないよう、人員の適正な配置、必要な予算の確保等に十分配慮すること。

また、我が国の伝統産業である蚕糸・絹業を支える養蚕業の今後の展開方向を明確化すること。

三 二十世紀に向けて普及事業が新たな使命を十全に果たすため、普及事業に対する農業

者の多様な要請に的確に応えられるよう、その制度としての安定性を確保しながら、普及協力委員制度の活用も含め事業推進体制の一層の整備、地域の特性に応じた普及指導活動の実施等その事業運営の充実に努めること。

四 普及職員が新たに担うこととなる役割の重要性にかんがみ、新しい技術、経営等の普及指導に係る研修の強化に努めること。

また、個々の普及職員の専門技術が十分活用できるよう適正な配置に配慮すること。

五 地域農業改良普及センターが地域農業の普及指導の拠点としての機能を十分果たせるよう、その連絡調整機能や情報提供機能等の整備充実に努めるとともに、関係機関等との連携を一層強化すること。

また、普及情報データベースの整備に努め、技術等の普及の迅速化を図ること。

六 農業者研修教育施設が次代の農業を担うべき人材を養成する中核的施設としての役割を果たすことができるよう、その研修教育内容の充実強化に努めること。

七 新規就農を促進するに当たっては、現在実施されている各般の新規就農促進事業との役割分担に配意し、情報の提供、相談などに関連し、相互に密接な連携を保ちつつ、普及事業の特質を活かした活動を実施すること。

右決議する。

よろしくお願いをいたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(浦田勝君) 多数と認めます。よつて、

青木君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後極力努力をいたしてまいります。

○委員長(浦田勝君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時まで休憩いたします。

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前十一時三十分開会

○委員長(浦田勝君) ただいまから農水委員会を開会いたします。

去る六月十七日、予算委員会から、六月二十二日の一日間、平成六年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公庫について審査の委嘱がありました。

この際、この件を議題といたします。

まず、加藤農林水産大臣から説明を求めます。

○國務大臣(加藤六月君) 平成六年度農林水産予算の概要を御説明申し上げます。

まず、加藤農林水産大臣から説明を求めます。

○國務大臣(加藤六月君) 平成六年度一般会計予算における農林水産予算の総額は、関係省厅分を含めて、三兆四千八百八十億円となりております。その内訳は、公共事業費が一兆八千五百五十九億円、非公共事業費のうちの一般事業費が一兆二千八百八十六億円、食糧管理費が二千七百四十三億円であります。

なお、このほかにNTT事業償還時補助分として五千九十九億円が計上されており、これを含めます。

以下、予算の重点事項について御説明申し上げます。

第一は、国民生活に欠かせない食料を安定供給

するための担い手の育成であります。経営感覚にすぐれた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造を実現するため、地域の実施を進めるとともに、経営改善を図らうとする農業者に対する支援・相談活動の強化を図ります。

また、力強い農業担い手を育成するための長期

資金及び運転資金からなる総合的な融資制度を創設し、特に長期資金については、二%という低利

金利の実現を図ります。

さらに、農業経営育成のための新しい農業構造

改善事業の創設、担い手育成のための生産基盤の積極的整備など、低コスト生産や規模拡大に必要な条件整備のための対策を強化します。

このほか、意欲と経営能力にすぐれた青年農業者等の育成確保対策を充実強化するとともに、農山漁村における女性の活動促進のための対策を実施します。

第二は、国土を保全し、自然環境を維持する中山間地域等の活性化であります。

中山間地域において、地域の創意工夫を生かして市町村が実施する地域活性化への取り組みを支援するとともに、中山間地域における営農改善のための資金の金利の引き下げを行います。

また、地域の特産物や地域の特性を生かした地域活性化対策を創設します。

第三は、立ちおくれている農村地域の生活環境の整備であります。

都市と比較して著しく立ちおくれている農村地

域の生活環境の整備を図るために、集落排水施設や農道等の整備を積極的に推進するとともに、地域構築するため、冷害に強い生産技術の実証、生産

安定化のための条件整備を推進するとともに、耐

○委員長(浦田勝君) 「賛成者挙手」

○委員長(浦田勝君) 多数と認めます。よつて、

青木君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

また、我が国の伝統産業である蚕糸・絹業を支える養蚕業の今後の展開方向を明確化すること。

三 二十世紀に向けて普及事業が新たな使命を十全に果たすため、普及事業に対する農業

冷性品種の育成等異常気象に対応した試験研究の充実を図ります。

また、水田営農活性化対策につきましては、米の需給事情に対応して転作面積の緩和を行うとともに、地域や農業者の意向に即した生産性の高い水田営農を推進します。

さらに、畜産、畑作農業、野菜生産等の振興のための各種施策を展開します。

第五は、環境問題への積極的な対応であります。農業が本来持っている物質循環機能を生かして、生産性との調和などに留意しつつ、環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の地域合意に基づく導入・展開を支援します。

また、公共用水域に流入する農業用排水の水質改善や動植物の成育に必要な環境整備等農村地域における環境保全対策を推進します。

第六は、技術の開発・普及による農業生産の効率化と労働時間の短縮であります。

また、バイオテクノロジー等の基礎的・先導的研究を推進するとともに、重要政策課題に対応した研究開発を支援します。

さらに、農業に関する総合的な普及指導体制を確立するとともに、一九九五年農業センサスを実施します。

第七は、食生活の安全性確保・品質向上のための消費者サービスの充実であります。

消費者が安心できる食生活を送れるよう、輸入食品の増大に対応して輸入食品の品質表示の適正化を推進するとともに、食品についての消費者被害の未然・再発防止及び被害救済のための総合的な対策を実施します。

第八は、緑豊かな森林の整備と山村地域の活性化であります。

さらに、国有林野事業については、改善計画に即して経営改善を着実に推進します。

第九は、国民に開かれた漁港・漁村の形成と豊かな海の保全であります。

漁港事業及び沿岸漁場整備開発事業について新たな長期計画を策定するとともに、漁村地域の活性化を図るため、新たな沿岸漁業構造改善事業を発足します。

また、我が国周辺水域の漁業振興を図るために、回遊性の魚種に重点を置いた栽培漁業などづくり育てる漁業を推進します。

次に、特別会計予算について御説明いたします。

資源管理型漁業の推進・定着化を進めるとともに、食糧管理特別会計においては、管理経費の節減等に努めつつ、一般会計から調整勘定へ所要額の繰り入れを行なうとともに、その他の各特別会計についてもそれぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画については、農林漁業金融公庫による資金運用部資金等の借り入れ等総額八千六百九億円を予定しております。

これをもちまして、平成六年度農林水産予算の概要の説明を終わります。

○委員長(浦田勝君) 以上で説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚清次郎君 今、御案内とのおり、ガット・

ウルグアイ・ラウンドの政府による合意、受け入れ、それを一つの既成事実のような取り上げ方であります。

多様で質の高い森林を育成するため、造林・林道事業及び治山事業を計画的に推進するととも

でございますが、政策の継続性という立場から

また、森林整備を促進するため、無利子の造林資金を創設するとともに、林業労働環境の改善、資材の供給体制の整備、山村の生活環境の整備等の対策を推進します。

さらに、国有林野事業については、改善計画に即して経営改善を着実に推進します。

第九は、國民に開かれた漁港・漁村の形成と豊かな海の保全であります。

漁港事業及び沿岸漁場整備開発事業について新たに策定するとともに、漁村地域の活性化を図るため、新たな沿岸漁業構造改善事業を発足します。

また、我が国周辺水域の漁業振興を図るために、回遊性の魚種に重点を置いた栽培漁業などづくり育てる漁業を推進します。

次に、特別会計予算について御説明いたしました。

○説明員(別所浩郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果というものが世界貿易機関を設立する協定ということで取りまとめられて、四月のマラケシュにおきまして閣僚会合におきましては、これをまとめられた形のウルグアイ・ラウンド交渉の結果を収録する最終文書といふものに当時の羽田外務大臣が署名されたわけでございました。

○説明員(別所浩郎君) お答え申し上げます。

その中で、今国際的に言われておりますのは、同協定を来年の一月一日までに、またはその後できるだけ早い時期に発効させることが望ましいということになつておりますが、その後いろいろ話し合いもございまして、例えば最近ではOECDの閣僚理事会でもいろいろ議論されたわけでございまます。

第七は、食生活の安全性確保・品質向上のための消費者サービスの充実であります。

消費者が安心できる食生活を送れるよう、輸入食品の増大に対応して輸入食品の品質表示の適正化を推進するとともに、食品についての消費者被害の未然・再発防止及び被害救済のための総合的な対策を実施します。

第八は、緑豊かな森林の整備と山村地域の活性化であります。

中に国会に御提出することを目指しまして政府部

内で鋭意作業中でございまして、その締結につい

てぜひとも国会の御承認をいただきたいというふうに思っております。

○大塚清次郎君 今のお説によれば、国会はいや

は、ひとつことしの予算はそういうものが盛り込まれていく来年度予算のステップでもあるわけでございます。そういう点で気になることについてお尋ねをいたしたいと思います。

特に、先日はモロッコのマラケシュで今の大統領大臣、羽田前外務大臣が調印式に出られました。

そうなつてきますと、国会の批准を求めることが近いうちになされしていくと思いますけれども、そこで、きょうは関連がありまして外務省にもおいでいただいておりますが、このマラケシュの条約調印によりまして国会の批准を求める段取り、日程はどうお考えになつておられるか、まずお伺いいたしたいと思います。

○説明員(別所浩郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果といふものが世界貿易機関を設立する協定ということで取りまとめられて、四月のマラケシュにおきまして閣僚会合におきましては、これをまとめられた形のウルグアイ・ラウンド交渉の結果を収録する最終文書といふものに当時の羽田外務大臣が署名されたわけでございました。

○説明員(別所浩郎君) お答え申し上げます。

その中で、今国際的に言われておりますのは、同協定を来年の一月一日までに、またはその後で

きるだけ早い時期に発効させることが望ましいと

いうことになつておりますが、その後いろいろ話

し合いもございまして、例えば最近ではOECDの閣僚理事会でもいろいろ議論されたわけでございまます。

第七は、食生活の安全性確保・品質向上のための消費者サービスの充実であります。

消費者が安心できる食生活を送れるよう、輸入食品の増大に対応して輸入食品の品質表示の適正化を推進するとともに、食品についての消費者被害の未然・再発防止及び被害救済のための総合的な対策を実施します。

第八は、緑豊かな森林の整備と山村地域の活性化であります。

第八は、緑豊かな森林の整備と山村地域の活性化であります。

第八は、緑豊かな森林の整備と山村地域の活性化であります。

作成しますので、その時点で日本語訳を公表する
ことが適当と考えております。

が言つておられたので、その点衛「厚いたかきな
いと思ひます。

ただ、協定原文につきましては、WTO協定の締結について国会の承認を求める際に提出するところになると存じますけれども、その前の段階において

いても御要望がある場合には提出する方向で検討いたしたいと思っております。

うことです。しかし、これは非常に問題がある。みんなこれは考えていることですよ。これは与野党を問わず考へていると思います。国会議員は、だから、そういうことをしていかば、結局いろいろ

いろいろあって間に合わないのか、最終の国会提出まで明らかにできないのか、またあるいは例外等が、マルチ交渉、二国間交渉でまだ残っている部分が重要なことでかなりあるから出さないのか、あるいは条約の中身が明らかになれば国益上どうしてもぐあいが悪いのか、いわゆる公平公正を旨としたマルチ交渉ですから、その公正さが均てんを各國に入れたものであるかどうかということについて自信がないのかどうか、その辺が非常な懐測を呼んでおります。

○政府委員(東久雄君) 農業関係の交渉の結果、公式にそれこそ国会での御審議をいたくための正式の文書というのを外務省から提出していただかなければならぬわけでござりますが、これは先生御承知のとおり、非常に重要な協定でございまので、中身について公式ということではなかなかか難しいわけでござります。公式での御説明、それから御要望にというのは、申しわけないのでありますけれども、私の方で資料を準備して御説明させていただいている状態でございまして、公式にということはなかなか難しいということを外務省の方

○大塚清次郎君 例えはこれは国会が要求して外交機密を盾にとつて出せないわけですか。
○説明員(門司健次郎君) 国会にお諮りする案が日本語訳につきましては、政府としての考え方をが最終的に確定した段階でそれをもつて御審議いただくということになつております。先ほど申し上げましたのは、原文は既にマラケシユで確定しておりますので、「原文は出せるの」と呼ぶ者もあり、その他発言する者多し)原文につきましては御要望がありましたらすぐ出せると思いますけずね。でも、日本語訳につきましてはあくまで最終的な政府としての考え方を確定いたしませんと、例えばこれは仮訳というものがありますと、それを理解を知るということができる非常に都合がいいわけですが、ますけれども、仮訳でございますとその後の審査において変更する可能性もあり、また誤解を与える可能性もあるということから、日本語訳については從来から非常に慎重に対処させていただいているところでございます。

○大塚清次郎君 もう去年の十二月からどうだいと、こう言つたら、全文は四百四十ページから五百ページにわたるものだから、膨大であるからとういう話があつた。もうそれから何ヶ月たつですか。我々は鳩首して今が今かと。いずれ国会の批准という一つハードルに差しかかるわけだなから、そういうことになりますと単にこの委員会だけじゃなくて全国会議員にかかる問題ですかね。ひとつこれは構えを私ども変えていかなきやならぬ、こう思います。

そういうことで、今のやうな私の考えを頭にされて政府でどうするかということについてひどく御検討を願いたいと思います。時間がありませんから、きょうは問題提起をしておきます。

それからもう一つ、少々具体的に聞きますが輸出補助金で米、ECがやりましたね、二四・二%とかいったようなことを。あれはもう決しましたんですか。それからもう一つ、各国のそつ

それからもう一つ、農業外の分野との関連がち
るということがござります。それはそうでし
う。農業分野だけじゃないわけです、十四、五
野あるわけですから。そうした場合に、繊維と
電子機器とか林産物とか革製品とかオーデ
ィオビジュアルとか、あるいはアンチダン・ビン
グ、知的所有権、いろいろな問題が本当にどこま
で進んでるのか、これも知りたい。
それから、アメリカにあります象徴的な輸入
制限、いわゆる創業者利得権とアメリカが言つて
おるウエーバー、食肉輸入法、こういったよつた
ものについて、こつちは丸裸にされておるのにそ
の後どういう経過をたどつておるか。農業分野な
けでも数多くあるわけです。この問題の韓国との
不利益を取り扱いというような問題は別にありま
すが、それ以外にこういう問題について我々は知
りたい。

お詫びに向ひての見解にほとんど違ひを有してゐるのか、これも非常に關係が我々にあるわけでございます。それも知りたい。それから、WTOというもので、そこで紛争処理その他をやつていています。それで、WTOづくりは具体的に今どこまで進められているのか、これも知りたい。

それから、アメリカにありました象徴的な輸出制限、いわゆる創業者利得権とアメリカが言つておるウエーバー、食肉輸入法、こういつたよつたるものについて、こつちは丸裸にされておるのにその後どういう経過をたどつておるか。農業分野だけでも数多くあるわけです。この問題の韓国との不利益を取り扱いというような問題は別にありますか、それ以外にこういう問題について我々は知りたい。

それからもう一つ、農業外の分野との関連がなっているということがござります。それはどうでしょう。農業分野だけじゃないわけです、十四、五田野あるわけですから。そうした場合に、繊維とか電子機器とか林産物とか革製品とか海運とかオーディオビジュアルとか、あるいはアンチダンピング、知的財産権、いろいろな問題が本当にどこまで来ているのかというような問題。非常にこれはマルチであるいは二国間でまだ懸案になつている問題があるんじやないか。そういうことを総合判断して私どもは批准に対応しなきやならぬわけであります。もう時間が私の分はありませんから、そういう点、最後にお答えください。

エーバーの放棄、それとあとは食肉輸入法の廃止という形で今その具体的な法策づくりが行われているというふうに承知しております、これらは誠実に実行されしていくものというふうに私の方は考えております。

また、関係団体の御意向も、正式に文書で云々ということじやなくて情報として聞いておるわけでもございますが、これらについても特にその部分には反対はない。むろほかの分野、ちょっとここは私の職務から逸脱するかもしませんが、例えば関税收入が減る、それに対してどう手当でてるかというような問題は多少残っている。これはアメリカの国内だけの問題ですが、残つてます。

それからECの方でございますが、これは御承知のとおり、もう既に共通農業政策を新しい方向へ変えて踏み出しておりまして、私の方はあの約束の方向で実行されていくものというふうに考えております。

そういうふうな状況で、マラケシュの会合のところで最終文書が確認されておりまして、各國のやつていく方向は確認されておりまし、今の動きとして農業の分野で見る限り、特に今のところ私は問題が生じてているというふうには、特にアメリカとECというところで見た場合には問題が生じているというふうには考えておりません。

○大塚清次郎君 きょうはほかの農業以外の分野はもう時間がありませんから申し上げませんけれども、いわゆるWTOができる、そうするとどこで紛争処理をやる。今まで東京ラウンドではジネードでいわゆるパネルでやっておりましたねこれをWTOでやる。これは一步前進だとうべきはされておりますけれども、そのWTOでありますとき、そういう不公平さを残しておけば非常にこれは問題があると思うんです。その基礎がきち

としておつて、その上の紛争ですから。ですか
ら、これは非常にWTOの今後の進み方と、この
問題が本当にきちっとしたものに、公平なものに
なつていかぬと、今度は係争があつたとき、これ
はもう日本はずつと負けていくんです、どうかす
ると。そういうことを東京ラウンド以来、本当に
私どもは現実のものとして感じ取つてきておりま
す。

したがつて、きちっとしていただきたいこと

を要望し、さらにもう一つは、今のような段取
り、それから条約のそれを、周辺のいろいろな状
況等を早く国会に出してもらうことをひとつ政府
側に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○佐藤静雄君 時間がございませんので、予算の
本論に入る前に、そろそろ米価の決定の季節でござ
いますので、ことしの米価の決定についてお尋
ねをしたい、こういうふうに思います。
昨年、古今未曾有の大冷害によりまして農家所
得は大幅に減少したはずでございます。これに加
えて、ただいま同僚委員からお話をありましたよ
うにガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意、
すなわち米の部分自由化の決定などは冷害、凶作
にあえぐ農民に対して二重につらい仕打ちになつ
たのであります。農民は今農政不信の極に達して
おるわけでございます。

また、ことしに入つてから御存じのような米騒
動、私の地元の農民は生まじめに食管法を守つて
全量を農協に出荷し、国産米の狂ったような値上
がりを横目に、まことに腹立たしい複雑な思いで
眺めておるわけでございます。この騒動で国民の
国産米に対する見方は一変しております。良質で
美味で、そして安全な国産米はどのような施策を
講じても民族の食料として十分確保しなければい
かぬというふうに多くの国民は感じ始めておるわ
けでございます。

そろそろ米価の季節がやつてまいつたわけでござ
います。そこでお尋ねをいたしますが、ことし
の米価の算定方式はどのような方式で決められる
のか。これまでの地域方式による算定を改めて、

生産者の所得を確保し、意欲を持つて経営に取り
組めるよう新たな算定方式を検討する必要があ
るのではないかというふうに感じておりますが、
いかがでございましょうか。

○政府委員(上野博史君) 生産者米価につきまし
ては平成二年産米以降、今委員御指摘のございま
したようにいわゆる地域方式によつて算定を行つ
てまいつておるわけでございます。

本年産米の算定方式の取り扱いにつきまして
も、去る十四日に米価審議会の委員懇談会を開催
いたしまして、算定方式のベースとなる食糧管理
制度自体の議論が行われている中で、新しい算定
方式の導入は時期として難しいために、本年も地
域方式を用いる方向で検討したいという御説明を
申し上げましたところ、状況としてやむを得ない
んじやないかという多くの御意見がございまし
た。まだ米価審議会としてまとまった答申とかな
んとかというそういう性格のものではございません
でしたが、大体の意向としてそういうような感
じであったというふうに受けとめているところで
ございまして、さらに検討を部内で行つていると
ころでございます。

いずれにいたしましても、本年産の米価は食糧
管理法第三条の規定に基づきまして、生産費及び
物価その他の経済事情を参照し、米穀の再生産の
確保を図ることを旨として適正に決定して
まいりたいというふうに考えておるところでござ
います。

○佐藤静雄君 従来の方式を継続していきたいと
いうお話をございますが、それでは昨年の大冷害
による大損失、これについては織り込みますが、
どうでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 生産費・所得補償方式
という考え方で基本的には算定をいたしておるわ
けでございますけれども、その具体的な算定の要
素いたしまして、過去三年のお米の生産費を
用いるということでございます。その恐らく三年
目に当たります昨年産米、平成五年産米の生産費
をどのように扱うのかというのが委員の御質問の

趣旨だらうと思うわけでございますけれども、こ
の点につきましては、現在統計情報部の方で集
計、整理中でございまして、私どもそれを見なけ
れば何とも申し上げるわけにはいかないわけでござ
りますけれども、やはり正常な生産費というも
のを平成五年産米についても使えるよう考へて
まいりたい、そういうことに対することが一番基本
的な考え方ではないかというふうに考へておる
ところでございます。

○佐藤静雄君 わかつたようなわからないような
答弁でございますが、その他の経済事情というこ
ともあるわけでござりますので、できるだけやは
り農民の立場に立つてそれは織り込んでいただき
たいというふうに思つておるわけでございます。

そこで、大臣にお尋ねをしたいと思うんでござ
いますが、今申し上げましたように、冷害による
大打撃、米の部分自由化、そして国民の強烈な国
産米志向、そして国の基礎的な食料である米の備
蓄、それを拡大しなきゃいかぬというふうな結論に達するものと
思いますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(加藤六月君) 先ほど長官がお答え申
し上げたところでございます。

どういう数字が今後出てくるかというのが一つ
の大きなポイントであろうと思ひます。また、あ
る面で申し上げますと、昨年の凶作、そしてまた
新しい問題としてのミニマムアクセスの受け入れ
等々の多くの問題が我々の脳中にあることは確か
でございますが、どういう数字が出てくるか、統
計情報部の出てくる数字を見て、またいろいろ判
断しなくてはならぬと考えております。

○佐藤静雄君 次に、平成六年度予算編成の問題
についてお尋ねをしたいと思います。

今申し上げましたように、農業・農村はかつて
は七千億、その間にいろいろありました。これは米
の在庫増に伴ういろいろな措置その他もあつたわ
けでございますが、そういうことが一番大きな原
因だと思います。私たちは何としましても農林水
産業の体質強化や農山漁村の活性化を図るために
公共、非公共事業の割合につきましては、一生懸
命頑張つておるんでございますが、今申されたよ
うに八%前後で推移しておるところでございま
す。

今後、農林水産予算の確保にはさらに頑張つて

いかなくちやならぬと思っておるわけでござりますが、平成六年度予算につきましても新農政の本格的な展開を期して担い手育成確保、農山漁村の生活環境整備等に重点を置きまして、先ほど御説明申し上げましたように予算総額三兆四千百八十億円でございまして、対前年比一〇一・五%、五百八億円増として御審議いただいておるところでございます。

そして、公共事業関係の御意見、御質問もございました。これも農林水産関係の一般公共事業費の推移を見ますと、平成一年が一兆五千九百九十三億円であったものが、平成六年度におきましては一兆八千三百五十七億円。ただし、一般公共に占めるシェアで申し上げますと、今御指摘がありましたように二二%から残念ながら二〇・八%に落ちておるという事実でございます。

○佐藤静雄君 ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意については大塚先輩からお話をいたしましたが、若干私も触れさせていただきたいと思いましてはござります。政府は閣議を開いたしましたが、若干私も触れさせていただきたいと思いましてはござります。

米の自由化に踏み切った際に、政府は閣議を開きましたように二二%から残念ながら二〇・八%に落ちておるという事実でござります。

○佐藤静雄君 ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意については大塚先輩からお話をいたしましたが、若干私も触れさせていただきたいと思いましてはござります。

米の自由化に踏み切った際に、政府は閣議を開きましたように二二%から残念ながら二〇・八%に落ちておるという事実でござります。

○佐藤静雄君 牛肉・オレンジの自由化の際に、政府は関税収入額のうちから一千億円以上を畜産振興対策に支出するというふうにいたしまして、そのとおり一千億以上毎年出しておるわけでござりますが、今回の米の自由化は、まあ比べてはこ

れはなんぞございましょうが、牛肉自由化以上に農民にとっては大きな影響を与える。農家の範囲も非常に広い範囲に影響がわたるわけでござります。したがって、現在、総理大臣を本部長とする緊急農業農村対策本部で抜本的な対策を講じて検討しておられると思ひますが、さっぱりその間の事情は漏れません。本当にやつておるのかどうか、私ども非常に疑わしい。

そこで聞きたいんでございますが、牛肉で一千億を特別対策費として出したということならば、国内産米で主食用の米は十分充足されるはずでござります。自由化に踏み切る際に、ミニマムアクセスとして四十万トンから八十万トンを一九九五年から二〇〇〇年まで輸入するということにいたしましたわけでござりますが、これら輸入した米は一体どうするつもりなのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(上野博史君) お話のとおり、ミニマムアクセスによります輸入米の導入によりまして

国内産米の生産調整を強化しないということは、これははつきり閣議了解で決められておるわけでござります。ミニマムアクセスによって入ってまいりましたお米をどういうふうに扱っていくかと

いうことにつきましては、これからいろいろな処理の仕方、使い方を検討いたしまして決めていく

べき事柄でござりますし、また備蓄との関係もあるだろうと、いうふうに考えております。

いずれにいたしましても、現在農政審議会の場におきまして中長期的な観点からの米の管理システムのあり方というものを御検討いただいているところでござりますので、その一つの課題として御議論され、それに従つて私どもとしても検討してまいりたいというふうに考えて、いるところでござります。

○佐藤静雄君 牛肉・オレンジの自由化の際に、政府は関税収入額のうちから一千億円以上を畜産振興対策に支出するというふうにいたしまして、そのとおり一千億以上毎年出しておるわけでござりますが、今回の米の自由化は、まあ比べてはこれとこれをこうと、いうのを私が今申し上げるのはどうかと思いますが、並み並みならぬ決意で取り組んでおるということだけは申させていただきま

す。

○佐藤静雄君 次に、新農政の問題についてお尋ねをしたいのであります。

大変新農政は農林水産省で御苦労をして立派に

でき上がっているのでござりますが、私から批判

させてもらいますと、新農政の最大の欠陥は価格

政策、所得政策が完全に欠落しておる、これが問

題だらうと私は思ひます。この価格政策、所得政

策を入れなければ、いかなる美文を、美辞麗句を

弄してもこれは絵にかいたもちでござります。農

民が新農政に信をおき、新しい農業、新しい政府

の施策を信頼して、将来の農業に期待を持たせる

ためにも、長期的な価格政策、所得政策を政府の

責任で明示すべきものと思ひますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(高橋政行君) ただいま先生からお話

がございましたように、新政策で各般の施策を推

進していくことにしておりますが、その中

で今後に残された問題といたしまして、今お話が

ございました価格政策の問題があるわけでござ

ります。この問題につきましても、今回のウルグア

イ・ラウンド農業合意を踏まえまして、特に関税

化される品目もかなりあるわけでござります。

で、そういうもののを含めてその価格政策のあり

方について現在農政審で議論をいたしております

ところでござります。

過日開きました農政審でも、特にその点に論点

を絞つて御議論もいただいていたところでござ

まして、我々いたしましては、そうした議論を

踏まえてこの点について検討をしていきたいといふふうに思つておるところでござります。

○佐藤静雄君 まだまだお聞きしたいことがいつ

に新農政推進のパートナー、これは当然農協を中

心とする農業団体だろうと思います。

そこで、農協経営の健全性を保つていかなけれ

ば、これから長い新農政の展開に対応することは

おぼつかない、こういうふうに思うわけでござ

ります。

ただ、不良債権がないわけではございません。

きや、相談しなきや、どうなるかわからないと言
うなんて、一体何年農水省で飯食つてんだ。そん

○政府委員(日出英輔君)　突然のお尋ねでござい
なたも総務審議官だった。
の農蚕園芸局長に聞きましよう、どうですか。あ

持っています。一番先に決議したのは、食糧自給力を強化に関する決議、ここから始まってやっておるんですよ。

けない。そして、私は政治的な責任を感じて、断然の思いで政務次官も辞任をいたしました。(「立派だ」と呼ぶ者あり)立派ではありませんが、しかし、日本農業の現状と将来のことを行うとき

○村沢牧君 結論だけ言えばいいですよ、そんな農産物の需要と供給をどんなふうに考えるかでございますが、まずその場合に、結局需要、いわゆる……

○政府委員(高橋政行君) 自給率といいますか、農産物は下がると思うのか。どうですか。

る考え方があるわけではありませんが、今先生がお話しになつたようなことも含めまして、農業・農村に言われておりますいろんな問題を早急にともかく方向づけをしていくことが省内での総務審議官の仕事であろうと思つておるわけでございまして、そういう意味で、現在の総務審議官

えますか。
○国務大臣(加藤六月君) 大変重いものである、
最高の決議機関であると考えております。
○村沢牧君 それでは、国会決議は尊重されます
ね。
そこで、私のことに關係しますが、平成三年三
月一日の農業新聞ですが、二二こインタビューエ記

○政府委員(高橋政行君) 穀類の消費をどういうふうに今後見込んでいくかということが非常に重要なわけでございまして、この辺を我々は、どんなふうになるかということを専門家の皆さん方にも今後よく検討していただきたいで決めていきたいいというふうに思っております。

○國務大臣(加藤六月君) 今いろいろおっしゃつたことを、私はちょっとポケットの中を探しておきましたので……

○村沢牧署 まあいいですよ。

○國務大臣(加藤六月君) いや、ちょっと聞いてください。

ほど大臣からお話をございましたように、可能な限り国内農業生産を維持、拡大していくという観点、つまり効率的、安定的な形態が生産の根幹を担う、そういうものをこれから新政策に沿つてつくりていこうということにしております。それからまた、みずからこの国土資源をいかに有効に活用していくかという観点を含めまして、この見通しについても検討していきたいというふうに思っております。

四月二十二日の日本社会党委員長を初め皆さん方各党合意の中に、原案はいろいろあつたが、紛余曲折して最終的に決まつたでしよう。の中には、「基礎的食糧の自給体制を堅持しつつ」というのが、日本社会党、新生党、公明党、日本新党、民社党、改革の会、民主改革連合の皆さん方が、「基礎的食糧の自給体制を堅持しつつ」というところでまとまっております。その中身をいろいろ解釈する所以はあります、要は、それに沿

○村沢敬君 専門家の意見をうてあなたたちは専門家じゃないんですか。日本の農民は、我々は、農水省の幹部は専門家だと思っているんですよ。だれの意見を聞くんですか。そんな見通しが立たなくて、本年度じゅうにどうしてもやつぱり

うようにするために、生懸命努力していく、という申し合わせであり、その先端を切っていくのが農水省である、こう考えております。

長期見通しは改定しなきゃならない。そういう時期になつていて思うんです。どうですか。そんなくだらぬ答弁聞いておつたつて、時間が進むばかりです。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、自給力向上を含めて国会は何回も決議をしておるんですよ。私は、本会議並びに当委員会の決議を全部

○國務大臣(加藤六月君) りません。
○村沢牧君 そこで、若干私事になりますが、由
し上げます。
これだけの決議を何回もした。本会議や当委員
会で六回もこの種の決議をしているんですね。私
は時には発議者になり、賛成者になつて、満場一
致で決めたんです。また、国民に公約もしてい
た。
しかし、政府が調整案を受け入れたことについ
て、これは受けざるを得なくなつた。このことは
国会議員として、政治家として、まことに申しわ
けます。

カット対策は一生懸命努力してやらなくてはならない、こう思つております。

でしつかりしたことを言つていらつしやつた。敬意を表します。その中で、昨年の暮れに米が底をつくことはわかつておつたけれども、農水省の諸君は知つておつたけれども、国会決議があつて縛られるので輸入の手続はとれなかつたということを大臣は発言している。私はそれは違うと思う。そこにおる農林水産省の諸君も何とかして国内の作況指數はよくならないか、集荷を何とかできなかと一生懸命やつておつたんですよ。国会決議に縛られて手を打たなかつたわけじやない。内々には打つておつた。私は知つております。

しかし、国会決議の大事なことは、ああいう米不足になつても二百万トン、百五十万トン備蓄をしておけ、これも国会決議なんです。それをやらなかつた、これは政府が責任あるんです。国会決議があつたから米の輸入をする手続がすぐとれなくて皆さんに不安をかけたなんて、そんなことをテレビを通じて言つことは間違つておると思うが、どうですか。

○國務大臣(加藤六月君) 私が申し上げました国会決議という場合は、過去三回行われておつた国會決議というものに対し、役人たるものやつぱり頭の真ん中に置いて考えざるを得ないということをそんたくしてあげて言つたわけであります。もちろん、立ち上がりがおくれた理由はいろいろあると思います。しかし、その理由は外交問題にも絡む問題等もあるので、私はあえて申し上げなかつたわけであります。

○村沢牧君 次の問題に移ります。

を維持することがどうしても必要にならなければいけない。たの意見を聞きたいんです。ほかの諸君はだめだめだと云つてゐるんだよ。

○政府委員(入澤肇君) 法案審議の過程でデカップリングにつきましてもかなり御質問がございましたして、私はその当時、点におきましては、なかなかこれは難しいんじやないかということを再三答弁しております。その理由はどういうことかといいますと、中山間地域におきましてデカップリングをする場合に、いつどこでそれがどういう農業をやつた場合にどのくらい所得があるかということはなかなか計算できない。役人流に言えば実施要綱がなかなか書きにくいと。

そこで、そういうふうな行政上の要求を満たすためには、特定農山村法に基づきまして中山間地域におきまして最適土地利用計画、最適経営改善計画をつくって、この地域は農業が守られるんだ、残すんだというふうなことがはつきりしてきますと、その地域における標準的な農業経営の所得がはつきりするであろう。その場合に平場と比べてどのくらいの差があるかとか、あるいは他の社会政策の諸政策と比べてどのくらい補助すればいいのかと、定住するためにはですね、そういうふうなことがはつきりしてくるんじやないか、そういうことがわからぬ時点におきましては、なかなかデカップリングという手法はとりにくいために、たの予算をいたしましたけれども、ああいうふうな方法として、例えば国土保全を、土地改良施設の維持管理をするというふうなことでことしましましたけれども、ああいうふうな仕組みでデカップリング的な手法を講ずることは可能になつてくるんじやないかということを答弁したのでござい

ない制度を私は考えて、予算要求して認めてもらいましたけれども、一定の所得目標を掲げてそれに達しない場合に差額を低利資金で経営安定資金を融資して、それで経営の安定的な継続を図ろうという仕組みですね。私は準デカップリング的な金融制度というふうに申したかと思いますけれども、そういうふうなことをやつていくことが今の段階では大事じゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○村沢牧君 その手法については若干違うけれども、いわゆる日本型デカップリング、構造改善局長の演説を褒めるわけじゃないけれども、いろいろ変なことも言っておるけれども、こういうことを構造改善局長は演説もしておるし、論文もあるんですね。他のそっちの諸君はだめだめだめだ、デカップリングなんて聞くのも嫌だみたいな顔しているけれども、もっと真剣に考えなきや中山間地はよくならないと思います。大臣もどうかなんですか。そういう気持ちでもって、かえってこうやって、こういうことをやればよくなるなんて、そんな答弁したって中山間地はだめなんですよ。そのことだけ申し上げておきましょ。

そこで、だから新政策について大臣に、やっぱり新政策についてもこつこつ新しい時代になつたら足らぬものが出てきた。農政審は新政策に基づいてやるのか、農政審の意見を聞いて新政策を後にするのか知らぬけれども、これについてだつて皆さんもう一回検討してみる必要があると思う。どうでしようか。

○國務大臣(加藤六月君) デカップリングといふ表現がいいか悪いかという問題ですが、私は、中山間地における農業、林業というものを活性化させていくということは、単にミニマムアクセスを受け入れた受け入れないの問題でなしに、これも関連はありますか、日本の政治として一番大切なことである、こう申し上げておるわけでございます。

そして、このデカップリングというのもいいが、一つの中央政策としてどうやるか。國の方

針、これは農水省だけでなく國を挙げて、國土
題や自治省や関係各省全部挙げて取り組むべき問題である。こう申しておるのでございまして、デ
カップリングがいいとか悪いとかという表現はしま
せん。しかし、眺めてみても読んでみても、これ
だけではやっぱり足らないというのがあるんですね。
皆さんだって感じていると思うんだね。それ
は、これから大事なときですから、新政策も検討
を加えていくという姿勢がなくてはいけないと思
う。このことを――総務審議官おらないからだめ
ですね。総務審議官というのはこういうことを考
えることが必要ですよ。重大なときに、呼んでい
るのに出でこないなんてだめですよ。

○國務大臣（加藤六月君） その問題につきまして
は、新政策というよりか今各界各方面から御提言
をいただいておる農業基本法の見直し論ですね。
食料あるいは農村、あるいは農業・農村基本法的
なもの等も今視野に入れて農政審議会及び各界各
方面から御意見をいただいておるというわけであ
りますから、そこはお察しいただきたい、こう思
うわけであります。

○村沢牧君 そこで、食料・農業基本法と申しま
すか、仮称ですね、我が党も用意していますか
ら、皆さんのが立派なものを出すのか、こっちが立
派なものを出すのか。皆さんが出さなきや議員具
法でも出しますから、皆さんもしっかり考えてく
ださい。

今までの予算委員会なんか聞いておつても、大
臣もこの基本法について異論はないようですか
ら、しつかりやつしてください。加藤大臣なら僕は
できると思う。

そこで、政府は總理を長とする対策本部を設置
していろいろ検討項目を挙げられています。きの
日

うもやられて大臣が話されているが、何をやつているか国民の目にはわからないんですね。何を言つているのかというと農政審任せ、農政審の答申を得てなどと、そういう項目になつておるので、そう言つかもしませんが、しかし政府がもつと前向きに、農水省がもつと前向きに取り組まなければならぬ。こんなことでいいのか、農政審の答申だつて右から左へいろいろあるわけです。いや、どこをとつて出しますか。やっぱり本当に中心になるのは農水省の皆さんですよ。その気持ちがなくちやいけないわけだ。何でもかんでも農政審農政審、そんなことでいいのか。官房長どうですか。

○政府委員(高橋政行君) 我々、農政審といううことを申し上げておりますが、現在、農政審で学識経験者を集めまして、やはり今後のもう少し中長期的な観点から日本の農業をどうするかということをこの際もう一度議論をしていただこうといふことでやつておるわけですから、我々もこの報告を受けましたならば、これに従いまして、またこの緊急対策本部でも十分検討して具体的な施策なりを決めていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○村沢牧君 我々ももつと具体的なものをこれから今月中旬か来月早々には出しますから、農政審の意見ばかり聞くんじやなくて、そういう国会の我々の意見も少しは聞く耳を持つてますか。

○政府委員(高橋政行君) 現在、農政審ばかりじゃございませんで、与野党も非常に今回この問題については熱心な御討議をいただいております。それこそ我々のために大わらわであるといふくらい、非常に御熱心に議論をしていただきまして、我々もそこでいろいろこちらの意見を述べたり、あるいは皆さんからの御意見も承つたりします。それこそ我々のために大わらわであるといふくらい、非常に御熱心に議論をしていただきまして、いつかしたいというふうに思つております。

○村沢牧君 そこで、大臣、何をやるにしても農水省は意見を聞いて、皆さんは何か文句を書くでしよう。書いたらつて、やっぱり大事なことは財政

措置だと思うんです。先ほど佐藤先生からもお話をあつたが、お金がつかなきや、別に政府が全部出してやれなんというわけじゃありません。財政をどうするかということなんです。

農林水産予算の推移を見ると、一九八〇年昭和五十五年一般会計に占める農林水産予算は八・四%だった。ところが、九四年、ことしは四・九%。金額では三兆五千八百四十億から三兆四千八百八十八億と総額も減っているんです。この十四年間に一般会計予算是一・七倍伸びている。農水省予算は五%減少しているんですね。

大臣 さつき食管会計の話がありましたかそれだけじやないんです。このように、次から次へと農林水産省の予算が減つてくる。これは極めて遺憾だと思う。大臣はどういうふうに考えますか。食管会計だけじやありませんよ。

○国務大臣(加藤六月君) 先ほど佐藤委員の御質問にもお答えしたところでございますが、減つていておるという傾向については、全く数字がはつきり物語つておるわけでございまますから、とにかく言いようはございません。

ただ、そのときご説明申し上げましたよう

に、食糧管理費の節減が本当に大きい、合理化があつたわけでございます。しかし、それ以外の農林水産業の体質強化や農山漁村の活性化等を図るための公共、非公共の事業費の割合については八%前後で推移してきておるところでござります。農は国のもととよく言われておりますが、何としても農林関係の予算の充実を図つていかなければならぬというのはこれまた事実です。

そこで、私は農水省の諸君にも機会あるごとに今まで言つて來りますが、こういう席でお答えを申し上げていいかどうか。例えば集落排水事業であるとか養浜事業であるとかいうようない国民生活そのものに密着するもの、あるいは農林

やめた後も、そして今日も言つておるところでござります。

○村沢牧君 大臣、食管会計というものは去年だつて減つてゐるんです。ことしだつて減つてゐるんだ。平成五年度予算と六年度予算を見て、総予算の中に占める率は四・七%と同じじやありませんか。だから、それだけで大臣がもっともらしい答弁をしてはいけないと思う。

それから、各国と比較をしてどうか。私はここに各国の表を持っております。例えば、主要国の農林予算に占める価格・所得支持の割合は、日本は一・三%，フランスは五八%，イギリスは八五%，ドイツは四八%。こういう比率なんです。予算全体だつてそう。国民一人当たりに占める農林予算の推移だつて、時間がないから一々数字は聞きません、通告してあります。この表は農水省から出させたものです。これだけ減つているんでしよう。だから、平成六年度予算も私に言わせれば、ガット・ウルグアイ・ラウンド、さつき予算の説明があつたけれども、ガットのガの字もないじやありませんか。

この予算は、私も与党であつたから責任はある。責任はあるとは申しますけれども、我々が連立政権に加わったのが去年の八月。そのときには概算要求が既に積み上がつていた。自民党政治のときに積み上げた数字なんです。それが予算編成のときに与党になつたから直せ直せと言つたつて、とてもじゃないがそんな大蔵省を相手にして、大蔵省を相手にしても僕は怖くないけれども、概算要求で出したものにそんなガットを入れようとしたつて入らないんです。平成五年度の第三次の補正でつけたなんて、あんなものは今までの継続だけのものじやないですか。ガットのガの字もないじやありませんか。だから、今までのよくなうなウルグアイ・ラウンドの批准を求めるならば、韓国もああいう例をつくつた、農林予算のシーリングの枠を外さなければならぬ。そのことについてどのように考へるか。

○國務大臣(加藤六月君) また昨日の話を申し上

げるようでございますが、昨日私は、関係各省に對して、平成七年度予算に向けてそろそろ作業にお入りになると思うが、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおける経緯を考えて格段の御尽力をいたさたいといふことを財政当局を含む関係各省にお願いもし、また、総理からは国内対策で現下最大の政治課題だと、この問題が。したがつて、前内閣に引き続き政府一体となつて対処していくことが不可欠である。農業はウルグアイ・ラウンド対策だけにとどまらず、今まさに大きな転換期である。この際、きちんとした対応をすることが必要であり、農業・農村・食料について徹底的に御論議をいただき、一つの基本的方向を出していただきたいという発言もあり、そして、最後に官房長官から、緊急対策本部として、今後の予算編成等の機会をとらえてウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策の一層の具体化に万全を期すことが何よりも必要であると思うので、関係閣僚の一層の御協力をお願い申し上げるということとで結びまして、平成七年度の予算に向けてシーリング、概算要求いろいろありますが、全力を傾注して、政府を擧げて、いこうぞという申し合せをしながら今進んでいっておるところでありますから、一層の御支援のほどをお願い申し上げます。

税化は自由貿易の原則であり、日本が否定することはできない」と発言。したと。代表のこのような発言に、農林議員を抱える新生党内外には、代表の話は大変なことだと小沢代表と話し合いがセツトされたと。「偶然にもその日の毎日新聞夕刊が「関税化六年猶予で日米合意」を伝えた。話し合いはこの記事を机に挟んで、一時間半に及んだ。小沢氏は「対策に一兆円でも一兆円でも使えばいい」と、そういう発言をされたことがある。載っているんです。立派な代表幹事です。小沢さんは対していろいろ意見があるけれども、これは立派なものだと私は思う。あなたの党の代表幹事が言つた。しかも、今の与党を動かす人が言つた。これをあなたは詰めるべきだと思う。いかがですか。新聞に載つてますよ、これは。

それはどうやつたらウルグアイ・ラウンドの批准をしていただかかということにある。ウルグアイ・ラウンドの批准を行うためにはいろいろな考え方が必要でありますけれども、農家、農村、農業に関係する人の不安を一掃する施策というものを一つずつ上げていかなくちゃならない。その中に予算としての財政も重要な位置づけにある。したがって、昨年の閣議了解は、諸施策、諸制度について格段の充実、推進というふうな表現を使つて、すべてを見ながらやっていく、その中で予算というのも重要な位置づけにしておる、こう思うわけでございます。

○村沢牧君 大臣は閣内においても実力大臣だと思つて、自民党の政調会長もやられた人ですから、期待をしている。しかし、そのことができなかつたら、あなたの責任は重大ですよ。そのことだけ申し上げておきましよう。

それで、農政審の答申を得ていろいろ絵図をかくでしよう、絵図と言つては失礼だけれども、こ

うやればよくなる、こうやればよくなるとね。幾らやつたって、やっぱり財政措置をするのは政府なんですよ、それがなれりや絵にかいたもちにすぎないんです。今までの予算委員会の審議を聞いておつても、シーリングから一步も出ないじゃあ

ござりますので、この法律の基本というのも、臣が今申し上げましたとおり、国民の主食であるお米を国が責任を持つて管理することによりまして、生産者に対してはその再生産を確保し、消費者に対しては安定的にその供給を果たすことになります。

どういうような点に力点があるのかということにつきましては、これはやはりいろいろお考えがあろうというふうに思っておりますけれども、その場合やはり一番基本的なことは、農家の、米の生産者の再生産を確保し、消費者の家計の安定を図っていく、価格の安定を図っていくということにあらざらどうとうふうに考えております。

五年度の凶作については、作況が二〇%以下ですか、それは対象にしないと言うのですね、平成五年度の分については、こんなことがあるか。例えば、北海道の檜山は二%だと、渡島は四%だと、あるいは十勝は二〇%だ、こういうものは会員年の生産費調査の対象にならない。なぜなんですか、これは、なぜ大臣こうすることをするんですか。二三ヶ月前から、生産費調査の対象にならぬことを、なぜやつておられるのですか。

カントが第をやるにいては、今のよきシ
リングで三兆三千億や四千億の予算で国民が納得
するのかと、「納得しない」と呼ぶ者あり。そう
ぞうよう、皆さん。枝守は美ら日暮委員会やつ

たつてダメですから、当委員会の皆さんには賛成だ
と思うから、どうか当委員会の総意として理事会に
に諮つていただき、農林水産委員会として強く
大蔵大臣なり、もちろん総理にも申し入れを、私
は決議を出したいと思つたけれども、それをやる
前にぜひ委員長に取り計らいをお願いしたいと思
う。

○委員長(浦田勝君) ただいまの件につきましては、改めて理事会等で協議することいたしました。

（本沢牧春）協議はいたけれども、協議してはなし
しじやいけませんから、委員長を信頼してはります
し、またこの委員会の理事の皆さんを私は信頼す
てはりますから、ぜひよろしくお願ひします。
さて、我々はいろいろなことを検討しております
すが、時間も余りありませんが、そこで一、二基
本的な問題についてお伺いしたい。

○國務大臣(加藤六月君) 生産者が再生産への意図は堅持するというふうに述べていますが、大臣の言つた食管制度の基本とは何ですか。

○村沢牧君 食糧府長官に伺いますが、食管法の欲を持ち、また国民に対し安定的に供給していくというのが食管理制度の基本であると考えております。

○政府委員(上野博史君) 食糧管理制度とは、食糧管理法によって規定をされている制度で、

○村沢牧君 そこで、農政審でまたいろいろ意見が出た。それを聞くと、聞くのは結構だけれども、基本は変えませんね。いろいろ変えることはある、食骨を立てるにあつては、だつて変えなきやならないところもあると思う。この基本は、この基本は見えるのかどうか。どうですか。基本は堅持すると、大臣も言つている。

○政府委員(上野博史君) 農政審議会の御議論を私も出席をいたしていろいろ聞いておりますが、非常に幅広い御意見でございまして、先ほど来中で述べております食管の基本的な考え方につきましては、して、国民のコンセンサスを得ながら今後の制度を考えていかなければならぬ。そういうときには、

るということ、それといわゆる米麦についての吟味をする」といふこと、出入の管理をする。当委員会で、統一見解に至りましたが、當時の松本食糧庁長官が答弁したところがずっと残っているんですよ。その後、奕わっておらないと思いますが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 私が申し上げましたことも、若干流通の関係の点など入っておらないところもござりますけれども、御趣旨のような考え方で申し述べたつもりでございます。

だ論議している、あしたやるとかあさってやるとか言つて。そんなことじや、私はだめだと思うんだだ。もつとしっかりしてもらいたいと思う。

それで、次に米価についてお伺いしたいのは、これはまた改めて委員会でぜひ米審前にやつてもらいたいことを私は要請しておきます。ただ一点だけお伺いしたいけれども、米価水準の話も出ました。昨年は冷害であつたけれども、この米価のとり方、算定基準の基礎になる生産費調査につい

ですが、その生産費調査のルールといたしまして從来から、被害が二〇%以上であるそういう農家につきましては生産費の対象から除くということをやつてきておるわけでござります。

これは、一応生産費といったしまして米を一般的にとるのにほどのくらいの生産費がかかるかといふことで判断する場合に、やはりそういう異常な農家は除いて考えるのが生産費を見るには適当ではないかという考えによるものであるというふうに

てどういうふうに考えるか。

うに思っておられます。
○村沢牧君 作況が七%だとか八%、一〇%、そ
ういうところの生産實はもう対象にしない、一乗
困っているところを対象にしない、そんなやり方
があるんですか。百年に一遍の冷害だというんで

ござりますので、まだいかなる内容のものになつて出てまいるのかわからないわけでござりますけれども、そのでき上がりを見まして、扱いとしては考えてまいらなければならないだろう、こういうふうに考えております。

○政府委員(上野博史君) 私どもの立場は、調査結果を用いて米価をはじくということの配慮を持たなきや適正な米価算定なんてできませんよ。今までやつておったから変えないと。統情調査のやり方だつて、昭和二十何年にやつたものを最近変えたじやありませんか。そのぐらいせんよ。食糧庁長官、どうですか。

でございますが、私どもの立場からいたしますと、やはり正常な稻作経営といいますか、米の生産に要した生産費を用いるということが基本的な考え方になるんだろうというふうに思つわけでございます。そういう意味で、非常に例外的な不作で生産費が高騰をしたというそういうものを用いて価格を計算するということについては非常に疑問があるんじやないかというふうに考えておりま

す。

平成六年産米は現在植えつけが行われまして初期生育の段階にござりますけれども、順調に今のところいっつてゐるわけでございまして、私どもとすればそういう平年作的な考え方についての価格を決定してまいるというふうに考えておるわけでございまして、正常な稻作経営の中から出でまいります生産費というものを期待しているところでございます。

○村沢牧君 期待ではなくて、去年までの生産費を対象にしてことしの米価を皆さんに決めるんでござります。去年あれだけ異常なときに大変収量も少なかつたし生産費もかかつたんですよ。その一番作況指標の悪いところは対象にしないなんてことがどうしても理解ができません。

もちろん、食糧庁長官は、生産費調査を統計情報部が出しても、それをああだこうだといじくつて適当な米価にするからそういうことになる。そんものじやないと僕は思つんですね。生産費調査を出したとおり米価を決めるわけじやないから勝手なことを考へるかもしれない。そんなのじやないと思うんです。もう一回再検討してください。

それから最後に、時間もなくなりましたのでりんごについてちよつとお伺いしたい。

リンゴの公聴会を開く。アメリカリンゴの輸入なんことは私も反対ですよ。公聴会を開くといふことは、恐らく一ヵ月か二ヵ月後で輸入禁止を解こうと思っておるに違ひない、私は反対だけれども。ただ、ニュージーランドのときには田名部農相が言つた、万一我が国にコドリング、火傷病等

が発生した場合には全額国庫負担で撲滅、防除を図る。それから、検疫措置に原因があるとすれば直ちに輸入禁止をする。このとおりにしますか、確認をしたい。

○政府委員(日出英輔君) 先生今お話しのとおり、不幸にして万一病害虫が入りましたときには植物防疫法に基づきまして全額国庫負担で撲滅、防除する緊急防除を行つ、これはそのとおりいたしたいと思つております。

それからまたもう一つ、例えば不幸にしてコードリンガや火傷病の発生が確認された場合にすべて輸入中止するかという話でございますが、これにつきましても輸入禁止を含めまして所要の対策を講ずること、これは当然そういうふうになるわけ

○村沢牧君 そこで、リンゴの輸入というのは單なる病害だけじやなくて、我が国のリンゴ及び果樹に重大な影響を及ぼす。

かつてオレンジの輸入のときは果樹対策研究会なんというものをつくって、これから果樹はどういうふうにしましよう、これだけ膨大なもの、その委員もそうそつたる皆さん方が委員になつてこういうのをつくつておるんですよ。ただあなたは解禁をしようという気持ちばかりあって、リンゴを本当に育てる気持ちがあつたらこのくらいのものをつくつて、農家に安心していただきやいけない。そのことかなつたら認めることができない。どうですか、やりますか。

○政府委員(日出英輔君) 今先生お話ししながら

五十九年にかんきつにつきまして六十二年までの日本での輸入の割り当てを決めますときに、確かに研究会を開きましたのは、温州ミカンに対する影響になりました。だから、このくらいの検討会でござります。それがだんだんいろんな議論が積み重なりまして、果樹農業振興特別措置法の改正という形になつたことについては承知をしておりますが、今の話は実は牛肉・かんきつの自由化の前の五十九年のときの議論だというふうに承

知しております。

○村沢牧君 だから、自由化の前にそれだけ議論をしてやつたんですよ。今度解禁をしようと、なんだつたらもつと大事じゃありませんか。この委員の中には、沢邊守さんを長としてそつたるメンバーでもつてこういうことについてやりますということを検討してやつてあるんですよ。

公聴会の公述人、これは民主的にやられなければなりませんし、いろいろこれについても意見がありますが、時間がありませんから言いません。公聴会をやつたからあと一ヶ月か二ヶ月たてば政令改正、そんな単純なものじゃないですよ。その間ににおいて、この種の検討会を開いて、輸入解禁をするけれども、日本のリンゴ農家や果樹農家に心配かけませんから、こういう国内対策を講じますからということをはつきりして、それから政府の態度を決めるべきだ。どうですか。

○政府委員(日出英輔君) ただいまのところ研究会を開いてといふ考え方にはございませんが、たゞ、私はやはり実質的な輸入の自由化がアメリカ産のリンゴの場合にはこれから来るであろうと、当然のことながら、产地対策の強化でありますとか輸出対策とか、戦略的にいろいろなことを詰めなきやいかぬことがあるわけでござりますが、私もまだ時間があると思っております。

そういう意味で、諸先生方の御意見や関係団体の方々あるいは生産地の人たちの気持ちも今度の公聴会等を通じてよくお聞きいたしますので、大至急そういうのを取りまとめたいというふうに思つておる次第でござります。

○村沢牧君 もつ一点だけします。

○村沢牧君 最後にもう一問だけ。

たびたび果樹振興法第五条のことが言われます。この五条は、北先生もいらつしやいますけれども、北先生が委員長のときに私が提案をして、公聴会等を通じてよくお聞きいたしますので、内閣全会一致で決めて挿入した第五条なんですよ。内容はよく知つておる。現在温州ミカンだけ特定果樹を指定をしたんだ。だから、本当にリンゴ農家のことを思つたらば果樹振興法の五条の特定果樹に指定をしていくんだ。検討しますと、それくらいの気持ちはなければ、だめだめだなんてふざけるなどいうふうに思つたんだ。

その法律をつくったのは私どもが提案して、これは五五年体制と言つといけないけれども、自民党と社会党と熱心に論議して、北委員長のときにつくった第五条なんですよ。ですから、そういう場合についても検討すると、その答弁をしてくだ

ふうに言つていますか。与党もいろいろ委員会をつくつておるんですが、公聴会を開いて解禁しても結構だと言つていますか、どうですか。

○政府委員(日出英輔君) リンゴの問題につきましては、特定の産地に大変影響のある問題でござりますので、私の承知している限りにおきましては各党で一体この問題の本質はどういうことなのか、あるいは生産者が不安を持っているけれども、これについては大丈夫なのか、病害虫防除技術が確立されているかどうか、あるいは产地対策の強化はどうするのか、こういった点につきまして私どもは頻繁にお呼びをいただいて御説明を申し上げておる状況でございます。

いずれにいたしましても、先生お話しのとおり、病害虫の問題についての公聴会ではございませんが、これについては大丈夫なのか、病害虫防除技術が確立されているかどうか、あるいは产地対策の強化はどうするのか、こういった点につきまして私どもは頻繁にお呼びをいただいて御説明を申し上げておる状況でございます。

○村沢牧君 最後にもう一問だけ。

たびたび果樹振興法第五条のことが言われます。この五条は、北先生もいらつしやいますけれども、北先生が委員長のときに私が提案をして、内閣全会一致で決めて挿入した第五条なんですよ。内容はよく知つておる。現在温州ミカンだけ特定果樹を指定をしたんだ。だから、本当にリンゴ農家のことを思つたらば果樹振興法の五条の特定果樹に指定をしていくんだ。検討しますと、それくらいの気持ちはなければ、だめだめだなんてふざけるなどいうふうに思つたんだ。

その法律をつくったのは私どもが提案して、これは五五年体制と言つといけないけれども、自民党と社会党と熱心に論議して、北委員長のときにつくった第五条なんですよ。ですから、そういう場合についても検討すると、その答弁をしてくだ

○政府委員(日出英輔君) 大変重要な問題だと
思つ。二つ、三つ。

支
終ります。

先生御指摘のとおり、果樹農業振興法の第五条の議論のもう一つ前に、そもそも特定果実に指定をいたしまして、摘果とか生産調整をするといふ條文がまずございます。その条文の特定果実の対象になり得るかどうか、これが実は要件として掲げておりますのが、需給が著しく均衡を失したものであるかどうか、あるいは失するおそれがあるかどうかなどいうことがございます。

例えば、新植の抑制措置を実施したにもかかわらず、果実の価格が生産費を大幅に下回っているとか、あるいは果実製品の在庫が適正水準を上回っているとか、あるいはそういう蓋然性が高いとか、具体的な要件がまずあるわけでございます。

そぞれいう意味で私ともといたしますれば、この問題につきましては、これから特定果実になり得るかどうか、アメリカのリングあるいはニュージーランドのリングがもし入ってきた場合に、大量に入つてきますれば、こういう問題を引き起こすことであろう、ということもあるかもしません。そういう意味では、十分に事態を注視していただきたいと思つておりますが、今現在、直ちに特定果実に指定できるかどうかということになりますれば、この法律の解釈上はちょっと無理なんじゃないだらうかというふうに申し上げて、いる次第でござります。

○村沢牧君　いや、違うんですよ。温州ミカン
だって、まだ入ってこないうちにこれはやつたん
だよ、特定果实に指定をしているんだよ。入つて
きてから指定したんじゃないんだ。温州ミカンを
だつて、入つてくるおそれがあるからやつたん
だ。今だつておそれがある。そのことを強く指摘
しておきましょう。

これは簡単に、局長の言つようになつて解禁結
構でござりますと、そんなくらいに私はいきませ
んから、またこれから論議いたしたいと思いま
す。

○野別隆俊君 アメリカのウルクアイ・ラウンド
関係の諸協定の批准、国内実施法案を審議するア
メリカ議会においては、これは大塚さんへの答弁
にちよつと出てきたかもしませんが、クリントン政
院議院の農業・食糧・林業委員会におきまして、
パトリック・リーヒー委員長、民主党であります
が、農業補助金をこれ以上削減した場合はウルク
アイ・ラウンド農業交渉に反対するとの内容の書
簡を委員全員で署名してクリントン大統領に送つ
た、こういうことになつております。この新聞は
四月二十一日付の東京新聞夕刊で出ております
が、こういうことであります。また、下院の超党
派議員グループは、クリントン大統領に対し米
国の雇用や環境などへの影響を検討するため法
案提出を来年まで延期することを要請し、米国議會
でガット・ウルグアイ・ラウンド合意に関する國
内実施法案の審議を延長するよう求めている。
これは四月二十八日の日本経済新聞であります。

御承知のとおり、むしろこのガットについて
は、米国は推進の中心の役目を果たしてきた國で
あり、結局このような状態が出ているということ
に対して、日本政府の見解、この真意、この状態
になつているのか、この点についてまずお聞かせ
願いたい。

○政府委員(東久雄君) 日本国政府というの
は、ちょっとと大きさでございまして、私の方から、大き
さといふか、日本政府としての見解といふのは
ちょっととなかなか、外務省ということになります
ので、私の方から農水省としての考え方を述べさせて
いただきたいと思いますが、今いろいろな情報
報を集めております。先ほど先生から御指摘のよ
うな二点、これはアメリカ議会の中で大きな問題
になつております。

それは、関税引き下げ、これは何も農産物だけ
じゃなしにいろんな関税を引き下げますから、關
税収入の減が起る。今、御存じのとおりアメリカ

○政府委員(東久雄君) 日本政府というのは、ちょっとと大きさでございまして、私の方から、大内実施法案の審議を延長するよう求めている。これは四月二十八日の日本経済新聞であります。御承知のとおり、むしろこのガットについては、米国は推進の中心の役目を果たしてきた國であり、結局このような状態が出ているということに対しても、日本政府の見解、この真意、この状況になつてしているのか、この点についてまずお聞かせ願いたい。

それで支出削減をやる形になつております。その中でこの部分が収入が減るということで大変だところで、農業委員会の方は、ガットのいわゆる国内対策の削減と、それから輸出補助金の削減等の削減はしようがないけれども、それ以上にそういうものをやるために農業の方へその削減をかけてくることは反対であるということでござります。これらの関税の収入の減に対する対応についてどういうふうにするか、今議会側、特に財政関係で携わっている議会側と話し合いが行われていると、いうふうに聞いております。

さらにもう一つは、先生お話しのございましたような環境ですか消費者団体というようなところから、要するにWTOの主権問題といいますか、WTOの方が、新しくできる方がいろいろなことを決めていくてアメリカの自由度をそこで制限されやしないかという動きがあることは事実でございます。しかし、全体として、今このガットの結果を所掌いたします貿易小委員会といふところで、まだちょっとガットの正式の批准案をやる前でございますけれども、話し合いが行われているところにつきましては、その二点の問題は別にしまして、それぞれの実施法について大きな問題が生じていて、そういうふうには聞いておりません、したがいまして、私の方は、またアメリカ政府と、しても積極的にこれを大統領を中心にして批准を

両院中心のいろいろな議論、その他があります。先般、私もそれらに関して數十ページの原稿をまとめまして総理と外務大臣にお渡ししておきましたが、いろいろあります。ありますが、多くの上院のウォッチャーの意見によりますと、いろいろ先ほど局長がお答えしましたような問題は含んでおるだうけれども、年内に批准は完了するだろうというのが大方の予想であります。

具体的には、今申し上げたものよりかさらには、個々の議員が何名どういうものに署名した、レターを出した、どういう動きをしておる、あるいはホワイトハウスがさらなる専門官を一人任命してその人に国会、議会対策をやらせておるというような情報等も全部持っておりますが、要是年内にアメリカは批准するのではないか、こう判断いたしております。

○野別俊君 時間がありませんが、このガット交渉は、六十一年から南米のウルグアイで交渉が開始されて八年間かかってきたわけであります。しかも、世界百二十五カ国が参加をしておりまして、我々もこういった形で世界全体がそういう方向に動いているという状況の中で、さつき申し上げましたように苦渋の選択をした。ところが、こういう苦渋の選択をする直前に、これは当時の細川総理と私どもははつきりした、この代償は必ずやるんだ、日本の農業を再建していく、こういうことで細川総理はみずから緊急農業農村対策本部をつくってその本部長になられた、そして日本の再建に全力を尽くす、こういうことを言われたわけであります。引き続き、細川さんは政権からおられて羽田政権になつたわけであります。私は考え方は全く同意見、一緒だと確信するのであります。農水大臣加藤さんはこの点についてどのような考え方でおられるのか。

私どもは、このウルグアイ・ラウンド交渉を受けてやる農業というのは、今までの第四次計画の今まで、この第四次計画をつくったのはこの以前の問題でございますから、四次計画以外に別枠で

当然政府としては農業対応対策を打ち出していかれると、このように確信をするものであります。先ほどからそれぞの質問者の中身もそうだし、大臣の決意のほどもさつき聞かせていただきました。最善の努力をするということであります。そういうた国内対策ができなければ、私どもはやつぱりアメリカがやつたからやるんじやありませんよ、日本は日本として約束を守らなければ批准もできないという状況になつていくわけですから、この点についての大臣の決意を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(加藤六月君) ウルグアイ・ラウンドのミニマムアクセスを受け入れる受け入れないにかかわらず、私たちとしたら、農業の基盤整備といふものは我が日本の農政にとって必要欠くべからざるものであるという認識はお互い共通だと思います。そういう中で、今回受け入れた中で、先ほどおっしゃいましたように、昨年暮れの閣議了解におきまして、これに伴うところの農村・農業に関する皆さん方の不安をなくして、いかために最大限の努力をしようという中の一つとしての農業基盤整備が重要であるということは、もう共通の認識として持つておるところでございます。

平成六年度予算におきましても一兆一千六百八

十二億円を計上しまして、高生産性、低コスト農業の確立のための大区画化等の高生産性圃場の整備、それから担い手の育成と活力ある地域づくりのための生活環境の整備、それからもうたびたび本日も議論に出ておりますが、中山間地域における農業農村活性化のための条件整備及び国土や自然の保全等に重点を置いて、一層充実を図らなければならぬと考えておるわけでござりますし、また第四次土地改良長期計画に沿いまして着実に事業の推進をしてまいらなければならないと考えております。

○野別隆俊君 これからその基盤整備を質問するつもりでございましたが、時間がないようですか、要望にかえたいと思います。

御案内のとおり、第一次十カ年計画は一〇四%、第二次計画は一〇三%、第三次計画は六一・八%に落ち込んでいるわけであります。第四次計画も私は簡単にいかないんじやないか。相当政府が基盤整備に対応して農家負担の軽減を図らなければ、これは今まではやりたい人がやつてしまた、これからやらなきやならぬからやつてくれというような基盤整備も随分あるわけであります。そういう面からいへば、政府は抜本的な農業の基盤整備をやらせることが低コスト、そして規模拡大、そういうものにつながつていくわけでありますから、この点についてはぜひひとつ全精力をつぎ込んで、基盤整備ができますように心から要望しておきたいと思います。

○林紀子君 聞もなく九四年度産の生産者米価が決定されるわけですが、この問題に関連して以下質問させていただきます。

まず、食糧庁長官にお聞きしたいと思いますが、政府は公共料金の年内抑制を決めましたね。公共料金には米価も含まれており、基本的な方向づけがなされた、全米商連の総会でも、上野長官はこういう内容のごあいさつをなさったということも聞いておりますけれども、この基本的な方向づけはなされた、すなわち消費者米価は据え置きの方向だ、こういうふうに認識をなさっているわけですか。

○政府委員(上野博史君) 先般、公共料金につきまして本年じゅうは引き上げを行わないという閣議決定がなされたわけでござります。米の政府売渡し価格についても、これを踏まえて決定していく必要があります。このふうに確かに考えておりま

すけれども、六年産米の話につきましては、これはこれから生産段階に入るということをございますので、現在まだ具体的にそういうことを考える段階ではないというふうに考えております。

計費及び物価その他の経済事情を参酌して消費者家計の安定を旨として適正に決めるということになるだろとういうふうに思つております。

○林紀子君 消費者米価の問題をお聞きいたしましたのは、それが生産者米価と大変深いかかわり合いがあるというふうに思つておられます。九一年度以降、三年間連続して生産者米価が据え置かれますと、連動して消費者米価も据え置かれている、こういう状況ですね。今、農業団体はこそって生産者米価の引き上げを要求しております。国会や米価審議会でも議論をされておりまして、このように消費者米価が据え置きだつたら生産者米価も据え置きに連動する、こういうような懸念があるものですから今御質問をしたわけですから、そうしますと消費者米価も据え置きといふことでは考えていない、これはこれからきちんと決めるということですね。

○政府委員(上野博史君) 政府の米の売り渡し価格につきましては、ただいま私お答え申し上げましたが、政府は年内抑制を決めましたね。生産費を償つて再生産をきちんと保障する、こういう立場できちんとやつていただきたいと思うわ

ります。まず、食糧管理法の第三条の規定がございまして、食糧管理法の第四条の規定がございまして、家計費、物価その他の経済事情を参照して消費者家計の安定を図ることを旨として決定するという考え方が示されているところでございま

す。一方で、政府買入価格の方につきましては、食糧管理法の第三条の規定がございまして、生産費及び物価その他の経済事情を参照して再生産の確保を図ることを旨として決定するというふうに決められていくところでございまして、それぞの趣旨に沿つてそれぞれの価格が決定をされ

ます。そこで、これが法律にうたわれていることを申し上げたわけでございまして、消費者米価を決める際の、この条文の規定にも経済事情を参照するといふような条項もございまし、いろいろなことを考へ合わせて「消費者ノ家計ヲ安定セシムルコト」ということを考へながらということはもちろん中心にあるわけでござりますけれども、考慮の要素としてはいろいろなことが入つてまいりふうに考へる次第でござります。

○林紀子君 大変立派なお答えがいただけたんですけれども、後半何だかよくわからなくなつてしまつたわけでござれども、お話をありましたよつと、「規制緩和内外価格差を縮小する大きな方向づけの中での改善」、こういう御発言をなさつていらっしゃいます。生産者米価について言いますと、九三年の内外価格差はアメリカに対して七・九倍、タイとは一四・九倍、こういう価格差があるわけですね。これを縮小していく、そうします

と生産者米価は下げていく。こういうことになってしまふのではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 極めて一般論といいま
すが基本的な物の考え方として考へておるわけで
ござりますけれども、規制の緩和を図つていくと
いうのはこれは政権の基本的な考え方でもござい
ますので、大きな流れとしてやはりそういうこと
に沿つた物の考え方をしていかなければならぬ
だらうという一般論でござります。

内外価格差の問題にござることは、これにはやはり国際化の進展というようなことは考えていかなければならぬわけでございまして、そういう一事態に対応できるような我が国の農業生産の構造といふようなものをつくり育てていく必要があるだ

○林紀子君 政府や連立与党内ではどのくらいまで引き下げようかと検討しているのかと、私も新聞の情報などを見てはいるのですが、連立与党の税制改革協議会の小委員会の規制緩和報告案といふものによると、消費税引き上げの見返りに米穀の政府買い入れ価格、政府売り渡し価格の引き下げ、十年後、コスト水準を現状の全農家平均の五割程度に低下させるということを打ち出してお

また、政府の方はといいますと、羽田総理が本部長の行政改革推進本部では内外価格差を五年間で半分に圧縮する、こういう意見も出ていると聞いております。生産者米価でいいますとアメリカとの内外価格差を現状の半分にする、つまり約四倍にする、こういうことでは今の生産

者米価を半値にする、六十キロ当たり八千円にす

る、こういうことになってしまつと思うわけですが、けれども、こういう方向なんですか。

現在の生産者米価の決め方からいいますと、やはりそのときときの生産費の動向によって価格を定めるという原則に立っているわけでございまして、いかなる生産の体系、体制があるのかといふことが価格決定の前提の問題として存在するのだろうというふうに考えて、いろいろでござります。

○林絶子君 それでは大臣にお伺いしたいと思
ますが、羽田総理は六月十三日に開かれた物価保
定政策会議の総会でも、内外価格差問題に真っ
面から取り組んでいきたい、このようにはいさ
をなさっています。内外価格差の縮小という方

で生産者米価を決める、こういうことになるわけですか。

法第三条の規定に基づき、生産費及び物価の安定を図るの経済事情を参酌し米穀の再生産の確保を図ることを旨とし、そして適正に決定するということになります。

ただ、私たちも昨年の長雨、大冷害で二百数万トンの米を輸入しまして安定供給をいたしました。そのとき、国民皆さん方が外国産米の味と

○林紀子君　米不足で自由米や国内産米の小売格が高騰する中で政府米がほとんど集荷でき、食べ方とかいろいろありました。またある面は価格という問題についても大変敏感になられることは忘れてはならない、こう思っています。

かつた、これは十八年前の水準に引き下げられ

生産者米価が異常に安かつたからだ、そういうなりませんか。米の安定供給、価格安定のために、生産者価格をどうしても引き上げるべきだということを強く求めて、次の質問に移させていただきたい。

こうした中で、造船・構造事業の労働単価の引き上げ、これは近年引き上げられているといふことは評価をするわけですが、しかし、それでも三協定の公共事業労務費単価、これと比べますとまだ大変低いわけです。特殊作業員、二万四千

する。それから山道の土手の草刈りをする作業はほとんど同じなのに山の下草刈りはぐつと単価が低くなっているわけです。このために森組合には人手が集まりにくくなっているのが現です。

国は率先してこの三省協定の水準に引き上げてほしい、これが非常に強い要望です。そこで、その上で県に対するも標準単価の引き上げ

○政府委員(塚本隆久君) 森林の適正な維持管理を図っていくためには林業労働力の確保が極めて重要であります。そのためにはやはり賃金等労働条件を魅力あるものにしていくことが必要であると考えております。

林野庁といたしましては、造林事業における予算上の労賃単価につきまして、平成四年五年度においてそれぞれ約一割から二割、逐次引き上げを行つて、いるところでございます。これに基づきまして、それぞれの地方で都道府県知事実勢単価等を勘案しながら、それぞれの年に備

の引き上げを行つておるところでありますか、今

○林紀子君 扱い手確保ということが非常に急ぎであります。
○新間正次君 まず、ことしの本年産米の生産者面について大臣御見きと同じと思いま
れるとときですから、徐々に引き上げていくといふこと
テンポではなくて早急に引き上げていただきたい、
い、そのことを重ねてお願ひいたしまして、質問を終ります。

米価は、ついで大田の収穫量を伸ばしたいと思ふ。ただけれども、同僚議員からいろいろお話を出てありますので、とにかく本年産米の生産者米価は引き下げるべきではないということをぜひお願ひをおきたいと思います。

さて、今百二十九国会ももうあと数日を残すだけになつたわけでございます。この農水委員会その中にありまして、いろいろ各党間の思惑がちつともござります。各務つる井君が大変珍らしく

おいたんでしょか。書類の時間の方多くなったというのは非常に残念に思つております。さて、この三月十七日に米不足について質疑を行われたのが記憶に残っておりますけれども、糧府長官、これはもう本当にわずか三ヵ月前のこと

とのことでござりますが、今やどうでしようか、駕道によりますと、早場米の供給増などで夏場の当需合に不安がないと見込み、当初の計画よりも

萬トン少ない段階で米の緊急輸入を打ち切られるとかといふような記事も見聞きしております。さに米屋さんの前に国民の方々が行列をされたが遠い過去のような気がするわけでございましてのど元過ぎれば何とやらと申しますけれども、のような鎮静化した時期にこそ、さきの米不足教訓を生かして米の流通の合理化を図るべきで

ささらに、生産者からも転作の選択制など、生の自由化を求める声が聞こえてまいりますけれども、これとセットでまた流通の自由化といふことも望まれておるようでございます。このよう普通の自由化を求める声に、大臣としてはどのよ

な御見解を持ついらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 今、委員御指摘のとおり、おかげさまでお米の需給も安定をいたしておりまして、平常な状態に今では戻っているというふうに考へているところでございます。さらに、米流通改善大綱というものをつくって、新規参入の促進などを初めとして努力をしてまいりたいというふうに考えております。

お米の流通の問題につきましては、これまで米流通改善大綱というものをつくって、新規参入の促進などを初めとして努力をしてまいりたいところでございまして、今でも新規参入の促進というためのいろいろな行政上の努力を続けておりますが、一般的な基本的な問題といたしまして、現在ウルグアイ・ラウンドの合意に伴う国内対策の一環として農政審議会において食管制度全般についての御議論も行なわれているところでございまして、これによりまして流通についての考え方も示されるというふうに考へているわけでございます。そういうような農政審の御結論等が出ております。そういう農政審の御結論も行なわれておられるところでござります。そういうふうに考へておるところでございます。

○新聞正次君 さきの十九日のNHKスペシャル

「どうする日本のコメ」、これは加藤大臣も御出席なさつておられたわけでござりますけれども、その席でも、やはり生産者の方々も、流通の強力化というものをぜひ見直していただきたいというようない声も出していたやに聞いております。したがつて、今の長官のお考へをぜひ徹底させていただきたいと考えております。

また、農家の現状を考えますと、さきに申し上げましたように農家は非常に不安を持っておるわけでございまして、ガットの受け入れあるいはミニマムアクセスの導入、これは稻作農家にとりましてもまさに現代の黒船というような感じがしたんじゃないかと思います。農家の方々に少々きついたいですけれども、これまでの方策の転換によつて厳しい状況にいきなり投げ込まれてしまつたといつてあります。米づくりに

ついて国際競争力を持てるような体質の強化が私は強く求められているんではないかと。

しかし、この問題につきましても農政審で検討中であるとかというような答えが返つてくるのかもされませんけれども、いずれにいたしましてお米の流通の問題につきましては、これまで

そこで農水省にお伺いするわけでござりますが、米づくりについて国際競争力を持てるようになります。あるいは体質の強化を図るべきではないかと考へております。それと同時に、また今申しまして、農家の希望の星となつてゐるものだと私は考へております。

そこで農水省にお伺いするわけでござりますが、米づくりについて国際競争力を持てるようになります。これは東京ドームの大体一個分ぐらいの大きさじゃないかと思ひますけれども、この規模の小さな条件の一方で、我が國の農地価格というのは米国の七十五倍という大変厳しい条件にあるわけのわかりやすいビジョンをひとつ示すべきではないかと思ひますけれども、農水省の見解はいかがなものでございましょうか。

○政府委員(日出英輔君) 先生今お話しのよう

に、特に稻作につきまして体質強化を図ることが急がれる、このことは先生御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもいたしますれば、その体質強化の中で国際競争力云々の問題はなかなか悩ましい問題があるわけでございます。アメリカのようないい席でも、やはり生産者の方々も、流通の強力化というものをぜひ見直していただきたいというようない声も出していたやに聞いております。したがつて、今の長官のお考へをぜひ徹底させていただきたいと考えております。

また、農家の現状を考えますと、さきに申し上げましたように農家は非常に不安を持っておるわけでございまして、ガットの受け入れあるいはミニマムアクセスの導入、これは稻作農家にとりましてはまさに現代の黒船というような感じがしたんじゃないかと思います。農家の方々に少々きついたいですけれども、これまでの方策の転換によつて厳しい状況にいきなり投げ込まれてしまつたといつてあります。米づくりに

たように、稻作の單一経営あるいはやや中規模経営となりましょか複合経営、あるいは個別経営

体だけじゃなくて組織経営体をつくる、こういう手法を取りながら体質の強化を図つていく

うな認識におけるわけでございます。

○新聞正次君 日本の農家の一戸当たりの農用地面積がたしか平均一・四ヘクタールと聞いております。これは東京ドームの大体一個分ぐらいの大きさじゃないかと思ひますけれども、この規模の小さな条件の一方で、我が國の農地価格というの

は米国の七十五倍という大変厳しい条件にあるわけのわかりやすいビジョンをひとつ示すべきではないかと思ひますけれども、農水省の見解はいかがなものでございましょうか。

ただがいまして、一方で規模拡大を進めるといろんなやり方で生産性を上げる、体質強化を図つてください。こういうやり方をして

たがいまして、一方で規模拡大を進めるといろんな手法を取りながら体質の強化を図つていくことと自体は大変稻作にとって急務だというふうな認識におけるわけでございます。

したがいまして、一方で規模拡大を進めるとい

うことは必須条件でございますが、一方で経営基

盤強化法の目的とするところは生涯所得において可能な限りサラリーマン世帯と均衡するような農

業経営をやることでございますから、複合

経営等を含めまして地域全体で農業の合理化も

図つていただきたい。ですから、切り捨てる

ことじやなくて、これは先生の御出身の愛知県の

十四山村とか安城市、こういうところは非常に見

事に集落全体で專業的な農家を育成する、さらには

専業的な農家にならない方々は生産組織をつくり

たり、あるいは保留地、自留地を持ちまして単品

作物をつくる、そして全体として所得が均衡す

るような方策を集落全体で模索しておりますけれども、そういう方法が全国各地に伸びていくこと

が必要じやないかと思つております。

○新聞正次君 大変結構なお話を伺いました

ただいたわけでございます。

今国会は余り審議が行えなかつたわけでござい

ますけれども、その点は非常に残念に思つております。まだ会期が残つておりますので、米価に関

する審議なり、あるいはガットの批准その他の方

策等問題が山積しております。今後の積極的な国

会審議と政府の一層の御努力を希望いたします

て、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(浦田勝君) 以上をもちまして、平成六

年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係

機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公

庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

勤務や自営兼業の安定兼業農家の保有農地が百三

十万ヘクタールございます。これがこの十年の間

に担い手を見つけて動かなくちゃいかぬわけで

す。我々は、恐らくこれから十年の間にこういう農地を含めまして百七十万ヘクタールを超える面積が、何らかの形で担い手に結びつけなくちゃいけなくなるんじやないかというふうに見ておりま

す。

したがいまして、一方で規模拡大を進めるとい

うことは必須条件でございますが、一方で経営基

盤強化法の目的とするところは生涯所得において

可能な限りサラリーマン世帯と均衡するような農

業経営をやることでございますから、複合

経営等を含めまして地域全体で農業の合理化も

図つていただきたい。ですから、切り捨てる

ことじやなくて、これは先生の御出身の愛知県の

十四山村とか安城市、こういうところは非常に見

事に集落全体で專業的な農家を育成する、さらには

専業的な農家にならない方々は生産組織をつくり

たり、あるいは保留地、自留地を持ちまして単品

作物をつくる、そして全体として所得が均衡す

るような方策を集落全体で模索しておりますけれども、そういう方法が全国各地に伸びていくこと

が必要じやないかと思つております。

○新聞正次君 大変結構なお話を伺いました

ただいたわけでございます。

今国会は余り審議が行えなかつたわけでござい

ますけれども、その点は非常に残念に思つております。まだ会期が残つておりますので、米価に関

する審議なり、あるいはガットの批准その他の方

策等問題が山積しております。今後の積極的な国

会審議と政府の一層の御努力を希望いたします

て、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(浦田勝君) 以上をもちまして、平成六

年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係

機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公

庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

勤務や自営兼業の安定兼業農家の保有農地が百三

十万ヘクタールございます。これがこの十年の間

に担い手を見つけて動かなくちゃいかぬわけで

す。我々は、恐らくこれから十年の間にこういう農地を含めまして百七十万ヘクタールを超える面積が、何らかの形で担い手に結びつけなくちゃいけなくなるんじやないかというふうに見ておりま

す。

したがいまして、一方で規模拡大を進めるとい

うことは必須条件でございますが、一方で経営基

盤強化法の目的とするところは生涯所得において

可能な限りサラリーマン世帯と均衡するような農

業経営をやることでございますから、複合

経営等を含めまして地域全体で農業の合理化も

図つていただきたい。ですから、切り捨てる

ことじやなくて、これは先生の御出身の愛知県の

十四山村とか安城市、こういうところは非常に見

事に集落全体で專業的な農家を育成する、さらには

専業的な農家にならない方々は生産組織をつくり

たり、あるいは保留地、自留地を持ちまして単品

作物をつくる、そして全体として所得が均衡す

るような方策を集落全体で模索しておりますけれども、そういう方法が全国各地に伸びていくこと

が必要じやないかと思つております。

○新聞正次君 大変結構なお話を伺いました

ただいたわけでございます。

今国会は余り審議が行えなかつたわけでござい

ますけれども、その点は非常に残念に思つております。まだ会期が残つておりますので、米価に関

する審議なり、あるいはガットの批准その他の方

策等問題が山積しております。今後の積極的な国

会審議と政府の一層の御努力を希望いたしまし

て、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(浦田勝君) 以上をもちまして、平成六

年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係

機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公

庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

勤務や自営兼業の安定兼業農家の保有農地が百三

十万ヘクタールございます。これがこの十年の間

に担い手を見つけて動かなくちゃいかぬわけで

す。我々は、恐らくこれから十年の間にこういう農地を含めまして百七十万ヘクタールを超える面積が、何らかの形で担い手に結びつけなくちゃいけなくなるんじやないかというふうに見ておりま

す。

したがいまして、一方で規模拡大を進めるとい

うことは必須条件でございますが、一方で経営基

盤強化法の目的とするところは生涯所得において

可能な限りサラリーマン世帯と均衡するような農

業経営をやることでございますから、複合

経営等を含めまして地域全体で農業の合理化も

図つていただきたい。ですから、切り捨てる

ことじやなくて、これは先生の御出身の愛知県の

十四山村とか安城市、こういうところは非常に見

事に集落全体で專業的な農家を育成する、さらには

専業的な農家にならない方々は生産組織をつくり

たり、あるいは保留地、自留地を持ちまして単品

作物をつくる、そして全体として所得が均衡す

るような方策を集落全体で模索しておりますけれども、そういう方法が全国各地に伸びていくこと

が必要じやないかと思つております。

○新聞正次君 大変結構なお話を伺いました

ただいたわけでございます。

今国会は余り審議が行えなかつたわけでござい

ますけれども、その点は非常に残念に思つております。まだ会期が残つておりますので、米価に関

する審議なり、あるいはガットの批准その他の方

策等問題が山積しております。今後の積極的な国

会審議と政府の一層の御努力を希望いたしまし

て、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(浦田勝君) 以上をもちまして、平成六

年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係

機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公

庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

勤務や自営兼業の安定兼業農家の保有農地が百三

十万ヘクタールございます。これがこの十年の間

に担い手を見つけて動かなくちゃいかぬわけで

す。我々は、恐らくこれから十年の間にこういう農地を含めまして百七十万ヘクタールを超える面積が、何らかの形で担い手に結びつけなくちゃいけなくなるんじやないかというふうに見ておりま

す。

したがいまして、一方で規模拡大を進めるとい

うことは必須条件でございますが、一方で経営基

盤強化法の目的とするところは生涯所得において

可能な限りサラリーマン世帯と均衡するような農

業経営をやることでございますから、複合

経営等を含めまして地域全体で農業の合理化も

図つていただきたい。ですから、切り捨てる

ことじやなくて、これは先生の御出身の愛知県の

十四山村とか安城市、こういうところは非常に見

事に集落全体で專業的な農家を育成する、さらには

専業的な農家にならない方々は生産組織をつくり

たり、あるいは保留地、自留地を持ちまして単品

作物をつくる、そして全体として所得が均衡す

るような方策を集落全体で模索しておりますけれども、そういう方法が全国各地に伸びていくこと

が必要じやないかと思つております。

○新聞正次君 大変結構なお話を伺いました

ただいたわけでございます。

今国会は余り審議が行えなかつたわけでござい

ますけれども、その点は非常に残念に思つております。まだ会期が残つておりますので、米価に関

する審議なり、あるいはガットの批准その他の方

策等問題が山積しております。今後の積極的な国

会審議と政府の一層の御努力を希望いたしまし

て、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(浦田勝君) 以上をもちまして、平成六

年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係

機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公

庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

勤務や自営兼業の安定兼業農家の保有農地が百三

十万ヘクタールございます。これがこの十年の間

に担い手を見つけて動かなくちゃいかぬわけで

す。我々は、恐らくこれから十年の間にこういう農地を含めまして百七十万ヘクタールを超える面積が、何らかの形で担い手に結びつけなくちゃいけなくなるんじやないかというふうに見ておりま

す。

したがいまして、一方で規模拡大を進めるとい

うことは必須条件でございますが、一方で経営基

盤強化法の目的とするところは生涯所得において

可能な限りサラリーマン世帯と均衡するような農

業経営をやることでございますから、複合

経営等を含めまして地域全体で農業の合理化も

図つていただきたい。ですから、切り捨てる

ことじやなくて、これは先生の御出身の愛知県の

十四山村とか安城市、こういうところは非常に見

事に集落全体で專業的な農家を育成する、さらには

決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

〔参考〕

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(案)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等(第三条第一項)

第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置(第十六条第一項)

第四章 雜則(第三十条・第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もつてゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農林漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

第三条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村又は漁村に滞在しつつ行う森林施設又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であつて、農林漁業者又はその組織する団体が行うものをいう。

(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について、次条第一項の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

二 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区(以下「整備地区」という。)の設定に関する事項

三 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るために農用地等その他の土地の利用に関する事項

四 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

五 その他必要な事項

3 都道府県知事は、基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。

4 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市町村は、市町村計画を作成しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(協定)

5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

4 市町村は、市町村計画を作成しようとするとときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(市町村計画)

5 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画(以下「市町村計画」という。)を作成する

ことができる。

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備地区的区域

二 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

三 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るために農用地等その他の土地の利用に関する事項

四 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

五 その他必要な事項

3 市町村は、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を図ることが必要と認められる場合には、市町村計画において、前項各号に掲げる事項のか、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項を定めることができる。

4 市町村は、市町村計画を作成しようとするとときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(協定)

5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

4 市町村は、市町村計画を作成しようとするとときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(市町村計画)

5 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協定の対象となる土地の区域(以下「協定区域」という。)

二 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

三 協定に違反した場合の措置

四 協定の有効期間

五 その他必要な事項

3 協定区域は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 相当規模の一団の土地の区域であること。

二 農用地等が当該協定区域内の土地の大部分を占めていること。

4 協定においては、第二項各号に掲げる事項のほか、市町村計画に定められた整備地区内にある土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより当該協定の目的の達成に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの第十条において「協定区域隣接地」という)を定めることがで

5 協定については、協定区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならない。

6 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

7 協定の有効期間は、十年を超えてはならぬ。

(協定の認定等)

第七条 市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二 協定の内容が土地の利用を不當に制限するものでないことその他の妥当なものであること。

三 協定の内容が市町村計画の達成に資するものと認められるものであること。

四 認められるものであること。

五 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町

の事務所に備えて公衆の閲覧に供するとともに、協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(協定の変更)

第八条 第六条第一項の認定を受けた協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項について変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(協定の認定の取消し)

第九条 市町村長は、次に掲げる場合には、第六条第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 協定の内容が第六条第六項の規定に違反するもの又は第七条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合

二 協定区域において当該協定の定めるところに従い農用地その他の農業資源の保健機能の増進が図られていないと認められるに至った場合

三 市町村長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(協定成立後の協定への参加)

第十条 第七条第二項、第八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認定の公告のあつた後いつでも、協定区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に對して書面でその意思を表示することによつて、協定に参加することができる。

おいて、協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、協定区域の一部となるものとする。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定により協定区域隣接地の区域内の土地が協定区域内の土地となつた場合について準用する。

(農用地区域設定の特例)

第十二条 第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条第四号に掲げる土地を含む。以下この条において同じ。)の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地等につき所有権以外の第六条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地等の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域(次項において「農用地区域」という。)として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地等の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定は、適用しない。

(農作業体験施設等の整備に関する計画の認定)

第十三条 市町村計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その計画が市町村計画に適合したものであると認めるとときは、その計画が適当である旨の認定を

受けた団体又はその構成員が当該認定に係る計画に従つて農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

のとする。

(国等の援助)

第十四条 国及び地方公共団体は、市町村計画の達成に資するため、市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(農業生産の基盤の整備及び開発等の推進に当たつての配慮)

(全国農林漁業体験民宿業協会の指定等)

第十五条 国及び地方公共団体は、整備地区において農業生産の基盤の整備及び開発、農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業從事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備等を推進するに当たつては、市町村計画の達成に資するよう配慮するものとする。

(農業生産の基盤の整備及び開発等の推進に当たつての配慮)

第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置

(農業生産の基盤の整備及び開発、農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業從事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備等を推進するに当たつては、市町村計画の達成に資するよう配慮するものとする。

(全国農林漁業体験民宿業協会の指定等)

第十六条 農林水産大臣は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業体験民宿業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国農林漁業体験民宿業協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。

(農業生産の基盤の整備及び開発等の推進に当たつての配慮)

第十七条 全国協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の届出があつたとき

は、その旨を官報で公示しなければならない。

(全国協会の業務)

第十八条 全国協会は、次の各号に掲げる業務を

第四章 雜則

(省令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)

第三十一条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に處する。

2 全国協会又は農林漁業体験民宿業団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その全国協会又は農林漁業体験民宿業団体の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その全国協会又は農林漁業体験民宿業団体に対しても同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(農林水産省設置法の一部改正)

2 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のよう改正する。
第四条第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 農山漁村滞在型余暇活動のため、その基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第号)の施行に關すること。

付託された。

一、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律

一、林業等振興資金通暫定措置法等の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律

第八部 農林水産委員会会議録第七号 平成六年六月二十二日 [参議院]

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のよう改正する。

第十八条第一項第一号の二の三を削り、同項第一号の四中「の植栽」の下に「又は育成」を加え、「第三号」を「に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽又は育成に係るもの並びに同表の第三号」に改め、同項第一号の五中「に必要な」を「又は育成に必要な」に、「第三号」を「に掲げる資金のうち家畜の購入又は育成に係るもの並びに同表の第三号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の六 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な

一の七 農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

選択的拡大」を「改善」に改める。

第三十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「五万円」を「十万円」に改める。

別表第一の第二号の償還期限の欄中「十五年」を「二十五年」に改め、同号の据置期間の欄中「三年」を「五年」に改める。

別表第二の第一号の二の貸付金の種類の欄中「第一号の二の三」を「第一号の六」に、「のうち」を「のうち」に改め、同号の利率の欄中「第一号の二の三」を「第一号の六」に改める。

別表第一の第二号を次のよう改める。

年 三分五厘 二十五年
十年

する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)

第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた者に対する

必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する

当該認定に係る計画を円滑に達成するのに

必要な資金の貸付けに必要な資金の供給する

当該貸付けに必要な資金の供給するに

必要な資金の貸付けを行つ融資機関に対する

必要な資金の貸付けに必要な資金の供給するに

主務大臣の定めるもの」に改める。

第五十九条第一項中「政令で定めるもの」を

主務大臣の定めるもの」に改める。

第六十一条第二項中「政令で」を「主務大臣の」に改める。

第七十四条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「若しくは第九条の二第一項」を「第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」に改める。

(農林漁業信用基金法の一部改正)

第三条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「これらの保証につき」を「農業信用基金協会及び漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。」に改める。

第一条第一項中「これらの保証につき」を「農業信用基金協会に対し農業信用保証業務に」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農業信用基金協会に対し農業信用保証業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

第一条第一項中「第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第三十一条第一号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

第三十六条第二項中「第二十七条第一項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

第四十条第一項中「受けて」の下に「長期借入金又は」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、長期借入金の借入者は、第二十七条第一項第三号の二の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てる場合に限り、行うことができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

(債務保証)

第四十条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項の規定による信用基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

第五十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第四条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「五億円」を「十五億円」に、「一億円」を「一億円」に、「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第四号中「政令で」を「農林水産大臣が」に改める。

(自作農維持資金通法の一部改正)

第五条 自作農維持資金通法(昭和三十年法律第一百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「政令で」を「内閣総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用除外)

第二条 第一条の規定による改正後の農林漁業基金法(以下「新公庫法」という)別表第二号の規定及び第二条の規定による改正後

の第二号の規定及び第三号の二の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

一 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

三 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

四 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

五 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

六 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

掲げる認定については、適用しない。

七 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)以下「基盤強化法」という。別表第二号の規定は、次に

二条の四第一項の規定に基づき作成された市町村計画の内容に照らしてなされたもの以外のもの

(果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第二条第一項の認定のうち同法第二条第一項の規定に基づき平成六年三月十八日以後に定められた果樹農業振興基本方針の内容に即して同法第一条の三第一項の規定に基づき定められた果樹農業振興計画の内容に照らしてなされたもの以外のもの

八日以後に定められた果樹農業振興基本方針の内容に即して同法第一条の三第一項の規定に基づき定められた果樹農業振興計画の内容に照らしてなされたもの以外のもの

(農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の規定による改正前)

前の農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

(自作農維持資金通法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に自作農維持資金通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、な

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案)

第一条 林業等振興資金金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

(林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を改正する法律)

章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(農業近代化資金助成法の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての第四条の規定による改正前

(農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の規定による改正前)

前の農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

(自作農維持資金通法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に自作農維持資金通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、な

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第七条 この法律の施行前に成立している第一条の規定による改正前の農業信用保証保険法第三

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に貸し付けられた農業信用保証保険法の一部改正による改正前

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(農業近代化資金助成法の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての第四条の規定による改正前

(農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の規定による改正前)

前の農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

(自作農維持資金通法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に自作農維持資金通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、な

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第七条 この法律の施行前に成立している第一条の規定による改正前の農業信用保証保険法第三

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に貸し付けられた農業信用保証保険法の一部改正による改正前

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(農業近代化資金助成法の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての第四条の規定による改正前

(農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の規定による改正前)

前の農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

(自作農維持資金通法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に自作農維持資金通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、な

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第七条 この法律の施行前に成立している第一条の規定による改正前の農業信用保証保険法第三

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に貸し付けられた農業信用保証保険法の一部改正による改正前

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

三二一

第五条 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第二号又は第四号に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限(据置期間を含む)及び据置期間は、同条第二項の規定にかかわらず、

同条第一項第二号に掲げる資金にあつてはそれぞれ五十年以内及び三十年以内において、同項第四号に掲げる資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

同条第一項第二号に掲げる資金にあつてはそれぞれ五十年以内及び三十年以内において、同項第四号に掲げる資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林

漁業金融公庫が定めるものとする。

2 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者(森林法第十八条の二第一項の認定を受けた者に限る)に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの(森林法第十八条の二第一項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものに限る)の貸付けを行う場合における貸付金の利

率、償還期限(据置期間を含む)及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかるらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

3 農林漁業金融公庫が行う前二項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用について

は、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは、「林業等振興資金金融通暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)」と、同法第三十一条第一項第一号中「融通法」とあるのは、「暫定措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは、「附則第二十三項並びに暫定措置法第五条第一項及び第二項」とする。

第六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前二項又は第二項」を「第四条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項の措置(造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る)を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

二 信用基金は、前項第一号の業務については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託するこ

と。

二 公庫は、信用基金が推廣した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行

うとするときは、信用基金と農林漁業金融公庫との協定にあつては大蔵大臣の認可を受けて、

農林水産大臣は、前項第三項の認可をしよ

うとするときは、信用基金と農林漁業金融公庫との協定にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、前項第三項の認可をしよ

うとするときは、信用基金と農林漁業金融公庫との協定にあつては大蔵大臣の認可を受けて、

農林水産大臣は、前項第三項の認可をしよ

うとするときは、信用基金と農林漁業金融公庫との協定にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣に協議しなければならない。

第七条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第九条中「第五条第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

28 附則に次の四項を加える。

29 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は

三十五年以内、据置期間は二十年以内で公庫が定める。

30 公庫は、当分の間、主務大臣の認可を受け、農林漁業信用基金から林業等振興資金金融暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。

31 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、寄託金の受入れをしてはならない。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のようにより改正する。

附則第五条の四の次に次の一条を加える。

第五条の五 公庫は、当分の間、第十九条第一項第四号の規定により林業等振興資金金融暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六

条第二項の協定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2 公庫は、当分の間、第二十六条第四項の規定にかかるらず、主務大臣の認可を受けて、受入れをすることができる。

(農林漁業信用基金法の一部改正)

第四条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のようにより改正する。

附則第一条第二項中「漁業災害補償関係業務及び」を「漁業災害補償関係業務並びに」に、「第六条第一号の業務(これ)」を「第六条第一号及び第二号の業務(これら)」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (租税特別措置法の一部改正)

第三条の三第一項第三号及び第四十六条の四第一項第二号中「第五条第二項」を「第四条第一項第二号」に改める。

当の意味での「生活者・消費者重視」に変えさせていくためには、更に私たちの運動を強めていくことが求められる。ついては、次の事項について早急に実現を図らたい。

一、基礎的食糧自給のための「基本計画」を国の政策として策定し、計画的に自給回復の生産体制を確立すること。

第一七九一号 平成六年五月三十一日受理
基礎的食糧自給のための生産体制の確立に関する請願

請願者 横浜市港南区上永谷三ノ二七ノ二

二 和田満枝外千百六十七名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、水産資源の保護・管理のための二百海里体制の早期確立に関する請願(第一九七一号)

(第二〇一四号)

第一九七一号 平成六年六月七日受理
水産資源の保護・管理のための二百海里体制の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西七丁目 遠峰進一

紹介議員 北修二君

国際的に二百海里体制が定着し、公海漁業においても規制が一段と強化されている現在、我が国は官民一体となって「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」を推進しているところである。しかしながら、永年、我が国周辺水域における韓国漁船の違反操業や中国漁船の無秩序操業により資源・漁場は荒廃の危機にさらされ、漁業経営は著しく悪化しており、漁業政策の遂行、漁村活性化の上で極めて憂慮すべき事態となっている。この

ため、長期的展望の下に我が国周辺水域における水産資源の保護・管理を図り、漁業者の安定的な経営を確保することは奥深き課題となっている。については、このような事態の抜本的な解決を図るための基本的措置として速やかに二百海里制度を早期実現が困難な場合は、過渡的措置として、平成六年末の日韓自主規制措置の期限到来を機に、日韓間において水産資源の保護・管理の実効が上がる「資源管理水域(仮称)」制度を速やかに実現するよう対処されたい。

第二〇一四号 平成六年六月八日受理

水産資源の保護・管理のための二百海里体制の早期確立に関する請願

請願者 福岡市中央区舞鶴二ノ四ノ一九

柴田忠造

紹介議員 合馬敬君

この請願の趣旨は、第一九七一号と同じである。

第二〇五三号 平成六年六月九日受理

米の輸入自由化反対、国民の主食を守る政策に関する請願

請願者 広島市安佐南区毘沙門台一ノ六ノ一ノ二〇二 永田豊幸外六百十名

紹介議員 林紀子君

政府は国民の主食・米の安定的な確保を怠った責任を放棄して、不作を理由に米の緊急輸入を決定したばかりか、これに便乗して、アメリカと米の輸入自由化について秘密交渉を行ってきた。日本には米を自給できる力は十分にある。それにもかかわらず、米の輸入自由化を行うことは、世界の米相場の暴騰を招き、発展途上国の飢えた人々の食糧を奪うことになる。また、輸入米はボストンハーベスト農薬に汚染されており、国民の健康をむしばむ危険がある。今政府がやるべきことは、米不足をもたらした農政を抜本的に転換し、どのような異常気象のときでも、国民の主食を国内で自給できるよう、日本農業を守る農政を打ち立てることであり、断じて米輸入自由化の決断ではない。この緊急事態に当たって、政府が国会決議を厳守し、米輸入自由化反対の態度を貫くとともに、従来の米政策を全面的に転換し、国民の主食の安定確保と被災農民救済を速やかに行うことが強く求められている。については、次の事項について実現を図らたい。

一、国会決議を守り、米の輸入自由化を行わないこと。
二、米の高騰を抑え、安くていよいしく安全な政府米を安定的に供給すること。緊急輸入米の残留農薬等の安全チェックは厳重に行うとともに、原産地を表示し、外米を国内米と混米しないこと。
三、米のゆとりある需給計画を立て、減反を大幅に緩和し、国民の主食を安定的に確保すること。
四、生産者米価は、勤労者並みの労賃を補償して大幅に引き上げ、消費者米価は低く抑える、二重米価制度を復活すること。

五、農業災害の全面的な救済措置を直ちに実施し、農民が意欲を持って生産に当たれるよう万全の対策を採ること。

平成六年七月十一日印刷

平成六年七月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局